令和 4年11月18日提出

第4回市議会定例会議案(2)

浜 松 市

議 案 件 目

第	141	号議案	令和4年度浜松市一般会計補正予算(第8号)3
第	142	号議案	令和4年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第2号) … 11
第	143	号議案	令和4年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第3号) ···· 13
第	144	号議案	令和4年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号) · 15
第	145	号議案	令和4年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第2号) 17
第	146	号議案	令和4年度浜松市病院事業会計補正予算(第2号)別冊
第	147	号議案	令和4年度浜松市水道事業会計補正予算(第3号)別冊
第	148	号議案	令和4年度浜松市下水道事業会計補正予算(第2号)別冊
第	149	号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
第	150	号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について 127
第	151	号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について 131
第	152	号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について … 143
			資料
議案	ŧ (2)の参考	資料 · · · · · · · · · · · · 157
議案	£ (2)の説明	資料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 159
補正	- 予算	の参考資	料 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

令和4年度浜松市一般会計補正予算(第8号)

令和4年度浜松市の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 736,056 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 389,941,056 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月18日 提出

静岡県浜松市長 鈴 木 康 友

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款		IJ	頁	補正前の額	補正額	計
				千円	千円	千円
18 国庫支出金				82, 258, 683	75, 349	82, 334, 032
		1 国庫負担	金	54, 799, 049	75, 349	54, 874, 398
23 繰越金				6, 350, 855	660, 707	7, 011, 562
		1 繰越金		6, 350, 855	660, 707	7, 011, 562
歳	入 ————————————————————————————————————	合	計	389, 205, 000	736, 056	389, 941, 056

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		942, 649	6, 163	948, 812
	1 議会費	942, 649	6, 163	948, 812
2 総務費		37, 059, 131	125, 626	37, 184, 757
	1 総務管理費	13, 226, 799	25, 177	13, 251, 976
	2 中区役所費	2, 741, 244	17, 627	2, 758, 871
	3 東区役所費	1, 283, 151	8, 270	1, 291, 421
	4 西区役所費	1, 436, 165	8, 490	1, 444, 655
	5 南区役所費	1, 177, 284	7, 847	1, 185, 131
	6 北区役所費	1, 558, 468	9, 973	1, 568, 441
	7 浜北区役所費	1, 483, 225	8, 319	1, 491, 544
	8 天竜区役所費	1, 875, 425	12, 796	1, 888, 221
	9 文化振興費	1, 751, 827	1, 574	1, 753, 401
	10 スポーツ振興費	1, 869, 591	969	1, 870, 560
	11 生涯学習費	4, 108, 896	4, 570	4, 113, 466
	12 徴税費	3, 272, 897	17, 574	3, 290, 471

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	14 選挙費	641, 543	427	641, 970
	16 人事委員会費	138, 453	773	139, 226
	 17 監査委員費 	164, 877	1, 240	166, 117
3 民生費		124, 277, 372	42, 115	124, 319, 487
	 1 社会福祉費 	31, 218, 170	9, 250	31, 227, 420
	2 児童福祉費	55, 392, 158	30, 746	55, 422, 904
	8 介護保険費	11, 323, 035	2, 119	11, 325, 154
4 衛生費		40, 050, 301	33, 531	40, 083, 832
	1 保健衛生費	17, 250, 192	10, 683	17, 260, 875
	2 保健所費	2, 881, 807	5, 257	2, 887, 064
	3 清掃費	15, 893, 745	13, 702	15, 907, 447
	4 環境費	515, 966	3, 515	519, 481
	6 と畜場・市場費	190, 445	374	190, 819
5 労働費		489, 494	687	490, 181
	1 労働諸費	489, 494	687	490, 181

款	項	補正前の額	補 正 額	計
a ## hl. L. = ## ###		千円	千円	千円
6 農林水産業費		6, 063, 975	8, 758	6, 072, 733
	1 農業費	1, 931, 624	5, 768	1, 937, 392
	3 農地費	2, 561, 011	1, 624	2, 562, 635
	4 林業費	1, 359, 331	1, 366	1, 360, 697
7 商工費		14, 139, 355	7, 530	14, 146, 885
	1 商工費	14, 139, 355	7, 530	14, 146, 885
8 土木費		47, 868, 374	40, 679	47, 909, 053
	1 土木管理費	4, 680, 902	6, 307	4, 687, 209
	2 道路橋りよう費	26, 701, 244	18, 828	26, 720, 072
	3 河川費	2, 481, 132	995	2, 482, 127
	5 都市計画費	6, 705, 554	13, 055	6, 718, 609
	6 住宅費	1, 507, 235	1, 494	1, 508, 729
9 消防費		11, 444, 100	73, 959	11, 518, 059
	1 常備消防費	9, 749, 202	71, 724	9, 820, 926
	4 災害対策費	785, 613	2, 235	787, 848

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 65, 330, 249	千円 397, 008	千円 65, 727, 257
	1 教育総務費	10, 226, 180	14, 307	10, 240, 487
	2 小学校費	27, 332, 851	223, 231	27, 556, 082
	3 中学校費	16, 435, 400	131, 599	16, 566, 999
	4 高等学校費	943, 601	6, 803	950, 404
	5 幼稚園費	5, 158, 541	19, 249	5, 177, 790
	7 保健体育費	4, 092, 815	1, 819	4, 094, 634
歳出	合 計	389, 205, 000	736, 056	389, 941, 056

令和4年度浜松市と畜場・市場事業 特別会計補正予算(第2号)

令和4年度浜松市のと畜場・市場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 374 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ 352,374 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月18日 提出

静岡県浜松市長 鈴 木 康 友

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款]	項	補正前の額	補	正	額	計
				千円			千円	千円
3 繰入金				190, 445			374	190, 819
		1 一般会計	操入金	190, 445		;	374	190, 819
歳	入	合	計	352, 000		;	374	352, 374

款		I	頁	補正前の額	補	正額	#
				千円		千円	千円
1総務費				330, 277		374	330, 651
		1 総務管理	費	330, 277		374	330, 651
歳	出	合	計	352, 000		374	352, 374

令和4年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度浜松市の中央卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 724 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ 801,724 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月18日 提出

静岡県浜松市長 鈴 木 康 友

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款		Į	Į	補正前の額	補 正 額	計
				千円	千円	千円
3 繰越金				4, 380	724	5, 104
		1 繰越金		4, 380	724	5, 104
歳	入	合	計	801, 000	724	801, 724

款		Į	頁	補正前の額	補	正額	計
				千円		千円	千円
1総務費				756, 624		724	757, 348
		1 総務管理	費	756, 624		724	757, 348
歳	出	合	計	801, 000		724	801, 724

令和 4 年度浜松市小型自動車競走事業 特別会計補正予算(第 3 号)

令和4年度浜松市の小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年11月18日 提出

静岡県浜松市長 鈴 木 康 友

第1表 歳出予算補正

款		I	頁	補正前の額	補正	額	計
				千円		千円	千円
1 総務費				924, 731		0	924, 731
		1 総務管理	費	924, 731		0	924, 731
歳	出	合	計	17, 650, 000		0	17, 650, 000

令和 4 年度浜松市駐車場事業 特別会計補正予算(第 2 号)

令和4年度浜松市の駐車場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ410,098千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月18日 提出

静岡県浜松市長 鈴 木 康 友

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款		項	ĺ	補正前の額	補正	額	計
				千円		千円	千円
3 繰越金				1, 128		98	1, 226
		1 繰越金		1, 128		98	1, 226
歳	入	合	計	410, 000		98	410, 098

款		項	9	補正前の額	補	正額	<u></u>
				千円		千円	千円
1 駐車場費				340, 268		98	340, 366
		1 駐車場費		340, 268		98	340, 366
歳	出	合	計	410,000		98	410, 098

令和4年度

補正予算に関する説明書

一般会計補正予算(第8号)等(第4回市議会定例会)

令和4年11月

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における歳入、歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線 (——) で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

目 次

1	一般		
	(1)	歳入歳出補正予算事項別明細書	24 頁
	(2)	給与費明細書	62 頁
2	と畜	場・市場事業特別会計	
	(1)	歳入歳出補正予算事項別明細書	71 頁
	(2)	給与費明細書	76 頁
3	中央	卸売市場事業特別会計	
	(1)	歳入歳出補正予算事項別明細書	85 頁
	(2)	給与費明細書	90 頁
4	小型	自動車競走事業特別会計	
	(1)	歳出補正予算事項別明細書	99 頁
	(2)	給与費明細書	102 頁
5	駐車	場事業特別会計	
	(1)	歳入歳出補正予算事項別明細書	111 頁
	(2)	給与費明細書	116 頁

一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

	<u> </u>	1	
款	補 正 前 の 額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	147, 700, 000	_	147, 700, 000
2 地方譲与税	3, 714, 000	-	3, 714, 000
3 利子割交付金	112, 000	-	112, 000
4 配当割交付金	795, 000	-	795, 000
5 株式等譲渡所得割交付金	1, 082, 000	_	1, 082, 000
6 分離課税所得割交付金	136, 000	_	136, 000
7 法人事業税交付金	1, 957, 000	-	1, 957, 000
8 地方消費税交付金	18, 176, 000	-	18, 176, 000
9 ゴルフ場利用税交付金	91, 000	-	91, 000
10 環境性能割交付金	735, 000	-	735, 000
11 軽油引取税交付金	5, 802, 000	-	5, 802, 000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金	327, 000	-	327, 000
13 地方特例交付金	1, 301, 316	-	1, 301, 316
14 地方交付税	31, 579, 116	-	31, 579, 116
15 交通安全対策特別交付金	449, 000	-	449, 000
16 分担金及び負担金	800, 670	-	800, 670
17 使用料及び手数料	4, 294, 394	-	4, 294, 394
18 国庫支出金	82, 258, 683	75, 349	82, 334, 032
19 県支出金	20, 991, 843	-	20, 991, 843
20 財産収入	832, 845	-	832, 845
21 寄附金	2, 485, 608	-	2, 485, 608
22 繰入金	10, 859, 861	-	10, 859, 861
23 繰越金	6, 350, 855	660, 707	7, 011, 562
24 諸収入	10, 074, 109	-	10, 074, 109
25 市債	36, 299, 700	-	36, 299, 700
歳 入 合 計	389, 205, 000	736, 056	389, 941, 056

(歳 出)

				補正	額の	財 源	内 訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	施几 日子 初云
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	942, 649	6, 163	948, 812				6, 163
2 総務費	37, 059, 131	125, 626	37, 184, 757				125, 626
3 民生費	124, 277, 372	42, 115	124, 319, 487				42, 115
4 衛生費	40, 050, 301	33, 531	40, 083, 832				33, 531
5 労働費	489, 494	687	490, 181				687
6 農林水産業費	6, 063, 975	8, 758	6, 072, 733				8, 758
7 商工費	14, 139, 355	7, 530	14, 146, 885				7, 530
8 土木費	47, 868, 374	40, 679	47, 909, 053				40, 679
9 消防費	11, 444, 100	73, 959	11, 518, 059				73, 959
10 教育費	65, 330, 249	397, 008	65, 727, 257	75, 349			321, 659
11 災害復旧費	6, 000, 000	-	6, 000, 000				
12 公債費	35, 440, 000	-	35, 440, 000				
13 予備費	100, 000	-	100, 000				
歳出合計	389, 205, 000	736, 056	389, 941, 056	75, 349			660, 707

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
18 国庫支出金	82, 258, 683	75, 349	82, 334, 032
1 国庫負担金	54, 799, 049	75, 349	54, 874, 398
5 教育費国庫負担金	9, 457, 208	75, 349	9, 532, 557

(歳 入) 18 国庫支出金

	節				
区分	金額	説		明	
	千円				
義務教育費国	75, 349	少人数学級対応講師人件費			
庫負担金		870千円の	1/3		290千円
		職員人件費			
		220,716千円の	1/ 3		73,572千円
		再任用短時間勤務職員人件費			
		4,461千円の	1/ 3		1,487千円

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
23 繰越金	6, 350, 855	660, 707	7, 011, 562
1 繰越金	6, 350, 855	660, 707	7, 011, 562
1 繰越金	6, 350, 855	660, 707	7, 011, 562
計	389, 205, 000	736, 056	389, 941, 056

(歳 入) 23 繰越金

節		
区分	金額	説明
	千円	
前年度繰越金	660, 707	

				補正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	. 机 田 流
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 議会費	942, 649	6, 163	948, 812				6, 163
1 議会費	942, 649	6, 163	948, 812				6, 163
1 議会総務費	775, 994	5, 095	781, 089				5, 095
2 議事費	75, 377	528	75, 905				528
3 調査法制費	91, 278	540	91, 818				540

(歳 出) 1 議会費

節					
区 分	金額		説	明	
	千円				
2 給料	13	1 人件費			5,095千円
3 職員手当等	4, 986	(1) 議員			4,504千円
4 共済費	96	(2) 職員			591千円
2 給料	5	1 人件費			528千円
3 職員手当等	435	(1) 職員			528千円
4 共済費	88				
2 給料	13	1 人件費			540千円
3 職員手当等	438	(1) 職員			540千円
4 共済費	89				

1				補 正	額の	財 源	内 訳
款 項 目 1	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	
				国県支出金	1	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円		1	千円
2 総務費	37, 059, 131	125, 626	37, 184, 757				125, 626
1 総務管理費	13, 226, 799	25, 177	13, 251, 976				25, 177
1 秘書管理費	206, 642	1, 544	208, 186				1, 544
2 人事管理費	2, 280, 290	1, 902	2, 282, 192				1, 902
3 職員厚生管理費	316, 696	593	317, 289				593
4 広聴広報費	342, 593	1, 309	343, 902				1, 309
5 文書行政費	169, 538	1, 141	170, 679				1, 141
6 財政管理費	531, 635	1, 402	533, 037				1, 402
7 会計管理費	371, 333	2, 160	373, 493				2, 160
8 アセットマネジ	1, 973, 514	1, 340	1, 974, 854				1, 340
メント推進費							
9 調達費	198, 047	1, 357	199, 404				1, 357
10 企画費	230, 940	1, 799	232, 739				1, 799
11 政策法務費	163, 559	1, 174	164, 733				1, 174
12 国際化推進費	353, 241	536	353, 777				536

(歳 出) 2 総務費

節					
区分	金額		説	明	
	千円				
2 給料	81	 L 人件費			1,544千円
3 職員手当等	1, 302	(1) 職員			1,544千円
4 共済費	161	ア特別	川職		632千円
		イ 一舶			912千円
2 給料	103	1 人件費			1,902千円
3 職員手当等	1, 508	(1) 職員			1,883千円
4 共済費	291	(2) 再任用短	時間勤務職員		19千円
2 給料	37	1 人件費			593千円
3 職員手当等	459	(1) 職員			560千円
4 共済費	97	(2) 再任用短	時間勤務職員		33千円
2 給料	236	1 人件費			1,309千円
3 職員手当等	901	(1) 職員			1,309千円
4 共済費	172				
2 給料	208	1 人件費			1,141千円
3 職員手当等	784	(1) 職員			1,141千円
4 共済費	149				
2 給料	65	1 人件費			1,402千円
3 職員手当等	1, 140	(1) 職員			1,402千円
4 共済費	197				
2 給料	113	1 人件費			2,160千円
3 職員手当等	1, 715	(1) 職員			2,127千円
4 共済費	332	(2) 再任用短	時間勤務職員		33千円
2 給料	98	1 人件費			1,340千円
3 職員手当等	1, 036	(1) 職員			1,321千円
4 共済費	206	(2) 再任用短	時間勤務職員		19千円
2 給料	176	1 人件費			1,357千円
3 職員手当等	985	(1) 職員			1,324千円
4 共済費	196	(2) 再任用短	時間勤務職員		33千円
2 給料	178	1 人件費			1,799千円
3 職員手当等	1, 369	(1) 職員			1,799千円
4 共済費	252				
2 給料	60	1 人件費			1,174千円
3 職員手当等	930	(1) 職員			1,128千円
4 共済費	184	(2) 再任用短	時間勤務職員		46千円
2 給料	49	1 人件費			536千円

				補正	額の	財源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	An. D.L. Med
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
13 UD・男女共同 参画費	126, 736	600	127, 336				600
14 情報政策推進費	3, 037, 474	1, 909	3, 039, 383				1, 909
15 東京事務所費	96, 740	484	97, 224				484
16 市民協働推進費	561, 678	1, 373	563, 051				1, 373
18 市民生活費	451, 896	1,742	453, 638				1,742
22 デジタル・スマ ートシティ推進 費	569, 638	1, 490	571, 128				1, 490
23 区再編推進費	52, 551	423	52, 974				423
24 カーボンニュートラル推進費	535, 583	899	536, 482				899
2 中区役所費	2, 741, 244	17, 627	2, 758, 871				17, 627
1 中区役所費	2, 741, 244	17, 627	2, 758, 871				17, 627
3 東区役所費	1, 283, 151	8, 270	1, 291, 421				8, 270
1 東区役所費	1, 283, 151	8, 270	1, 291, 421				8, 270
4 西区役所費	1, 436, 165	8, 490	1, 444, 655				8, 490
1 西区役所費	1, 436, 165	8, 490	1, 444, 655				8, 490

(歳 出) 2 総務費

節					
区分	金額		説	明	
3 職員手当等	千円 409	(1)	磁具		526 - ₹-Ш
3 職員于ヨ寺 4 共済費	78	(1)	職員		536千円
2 給料	37	1 人件費			600千円
3 職員手当等	464		職員		581千円
4 共済費	99		再任用短時間勤務職員		19千円
2 給料	383	1 人件費	竹口用		1,909千円
3 職員手当等	1, 288	1	職員		1,909千円
4 共済費	238	(1)	机块		1, 909 1
2 給料	36	1 人件費			484千円
3 職員手当等	385	ł	職員		484千円
4 共済費	63	(1)	机块		101 1
2 給料	195	1 人件費			1,373千円
3 職員手当等	988	1	職員		1,373千円
4 共済費	190	(1)	1000只		1,010 1
2 給料	128	1 人件費			1,742千円
3 職員手当等	1, 349		職員		1,709千円
4 共済費	265		再任用短時間勤務職員		33千円
2 給料	156	1 人件費	17 E7 (17 E · V [6] 33/37 [M)		1,490千円
3 職員手当等	1, 118		職員		1,490千円
4 共済費	216	\-/			-, , , ,
3 職員手当等	360	1 人件費			423千円
4 共済費	63	ł	職員		423千円
2 給料	70	1 人件費			899千円
3 職員手当等	693	ł	職員		899千円
4 共済費	136				
2 給料	2, 318	1 人件費			17,627千円
3 職員手当等	12, 912	(1)	職員		17,323千円
4 共済費	2, 397	(2)	再任用短時間勤務職員		304千円
2 給料	1, 022	1 人件費			8,270千円
3 職員手当等	6, 108	(1)	職員		8,063千円
4 共済費	1, 140	(2)	再任用短時間勤務職員		207千円
2 給料	461	1 人件費			8,490千円
3 職員手当等	6, 753	1	職員		8,160千円
4 共済費	1, 276	ł	再任用短時間勤務職員		330千円
ュア仍具	1, 410	(4)	1.1 1.1.1 1.7 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.		990 🗀

				補 ፲	 E 額	手 の	 財	源	 内 訳
款 項 目	補正前の額	補正額	計	特		<u>`</u> 財		1/31	1 7 14/
	1111 222 134 13 137	1111 44	н	国県支出会			その	他	一般財源
	千円	千円	千円			千円		千円	千円
5 南区役所費	1, 177, 284	7, 847	1, 185, 131						7, 847
1 南区役所費	1, 177, 284	7, 847	1, 185, 131						7, 847
6 北区役所費	1, 558, 468	9, 973	1, 568, 441						9, 973
1 北区役所費	1, 558, 468	9, 973	1, 568, 441						9, 973
7 浜北区役所費	1, 483, 225	8, 319	1, 491, 544						8, 319
1 浜北区役所費	1, 483, 225	8, 319	1, 491, 544						8, 319
8 天竜区役所費	1, 875, 425	12, 796	1, 888, 221						12, 796
1 天竜区役所費	1, 875, 425	12, 796	1, 888, 221						12, 796
9 文化振興費	1, 751, 827	1, 574	1, 753, 401						1, 574
1 創造都市・文化	1, 751, 827	1, 574	1, 753, 401						1, 574
振興費									
10 スポーツ振興費	1, 869, 591	969	1, 870, 560						969
1 スポーツ文化推	1, 869, 591	969	1, 870, 560						969
進費									
11 生涯学習費	4, 108, 896	4, 570	4, 113, 466						4, 570
2 文化財費	542, 621	1, 435	544, 056						1, 435
3 図書館費	1, 872, 929	2, 643	1, 875, 572						2, 643
5 美術館費	221, 254	492	221, 746						492
12 徴税費	3, 272, 897	17, 574	3, 290, 471						17, 574
1 税務総務費	1, 002, 675	1, 862	1, 004, 537						1,862

(歳 出) 2 総務費

節			
区分	金額	説	明
	千円		
2 給料	889	人件費	7,847千円
3 職員手当等	5, 860	(1) 職員	7,722千円
4 共済費	1, 098	(2) 再任用短時間勤務職員	125千円
4 共併月	1, 090	(2) 骨压用 燃料 的现代的	123 🗇
2 給料	638	人件費	9,973千円
3 職員手当等	7, 855	(1) 職員	9,684千円
4 共済費	1, 480	(2) 再任用短時間勤務職員	289千円
2 給料	693	人件費	8,319千円
3 職員手当等	6, 414	(1) 職員	8,151千円
4 共済費	1, 212	(2) 再任用短時間勤務職員	168千円
2 給料	857	人件費	12,796千円
3 職員手当等	10, 045	(1) 職員	12,305千円
4 共済費	1, 894	(2) 再任用短時間勤務職員	491千円
2 給料	168	人件費	1,574千円
3 職員手当等	1, 181	(1) 職員	1,574千円
4 共済費	225		
2 給料	130	人件費	969千円
3 職員手当等	703	(1) 職員	969千円
4 共済費	136		
2 給料		人件費	1,435千円
3 職員手当等	1, 155	(1) 職員	1,398千円
4 共済費	227	(2) 再任用短時間勤務職員	37千円
2 給料	192	人件費	2,643千円
3 職員手当等	2, 051	(1) 職員	2,624千円
4 共済費	400	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	71	人件費	492千円
3職員手当等	350	(1) 職員	492千円
4 共済費	71		
2 給料	240	人件費	1,862千円
3 職員手当等	1, 357	(1) 職員	1,843千円
○柳只丁彐守	1, 557	(1/ 1以只	1,043 门

				補正	額の	財源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 市民税費	815, 725	5, 567	821, 292				5, 567
3 資産税費	843, 682	5, 675	849, 357				5, 675
4 収納対策費	610, 815	4, 470	615, 285				4, 470
14 選挙費	641, 543	427	641, 970				427
1 選挙費	641, 543	427	641, 970				427
16 人事委員会費	138, 453	773	139, 226				773
1 人事委員会費	138, 453	773	139, 226				773
17 監査委員費	164, 877	1, 240	166, 117				1,240
1 監査費	150, 241	1, 240	151, 481				1, 240

(歳 出) 2 総務費

節			
区 分	金額	記	明
	千円		
4 共済費	265	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	710	1 人件費	5,567千円
3 職員手当等	4, 099	(1) 職員	5,468千円
4 共済費	758	(2) 再任用短時間勤務職員	99千円
2 給料	566	1 人件費	5,675千円
3 職員手当等	4, 301	(1) 職員	5,535千円
4 共済費	808	(2) 再任用短時間勤務職員	140千円
2 給料	368	1 人件費	4,470千円
3 職員手当等	3, 441	(1) 職員	4,424千円
4 共済費	661	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
2 給料	11	1 人件費	427千円
3 職員手当等	345	(1) 職員	427千円
4 共済費	71		
2 給料	53	1 人件費	773千円
3 職員手当等	602	(1) 職員	773千円
4 共済費	118		
3 職員手当等	1, 045	1 人件費	1,240千円
4 共済費	195	(1) 監査委員	105千円
		(2) 職員	1,135千円

							神	甫 ፲	三	質 の	 財		 源	内	 訳
款 項 目	補正前の額	補	正	額	計			特	定		· 0	原			
							国県	支出金	地	方債	そ	の	他	一般	対源
o E // #b	千円			千円	101 010	千円		千円	3	千日	9		千円		千円
3 民生費	124, 277, 372		42,		124, 319,						_			-	42, 115
1 社会福祉費	31, 218, 170			250	31, 227,		<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>				9, 250
1 社会福祉総務費	3, 498, 990		1,	763	3, 500,	753									1,763
2 国民年金費	299, 646		2,	683	302,	329									2, 683
3 障害者更生相談 所費	80, 005			560	80,	565									560
4 障害者福祉費	20, 022, 893		2,	535	20, 025,	428									2, 535
5 老人福祉費	2, 770, 555		1,	709	2, 772,	264									1,709
2 児童福祉費	55, 392, 158		30,	746	55, 422,	904								;	30, 746
1 次世代育成費	357, 895		1,	079	358,	974									1,079
3 子ども保護対策 費	434, 749		1,	812	436,	561									1,812
6 児童相談所費	2, 063, 953		4,	977	2, 068,	930									4, 977
7 保育所費	26, 528, 877		22,	878	26, 551,	755								;	22, 878
8 介護保険費	11, 323, 035		2,	119	11, 325,	154									2, 119
1 介護保険事業費	11, 323, 035		2,	119	11, 325,	154									2, 119

(歳 出) 3 民生費

節					
区分	金額		説	明	
	千円				
2 給料	74	1 人件費			1,763千円
3 職員手当等	1, 416	ł	職員		1,730千円
4 共済費	273		再任用短時間勤務職員		33千円
2 給料	307	1 人件費			2,683千円
3 職員手当等	1, 996	(1)	職員		2,683千円
4 共済費	380				
2 給料	27	1 人件費			560千円
3 職員手当等	443	(1)	職員		560千円
4 共済費	90				
2 給料	370	1 人件費			2,535千円
3 職員手当等	1, 825	(1)	職員		2,535千円
4 共済費	340				
2 給料	228	1 人件費			1,709千円
3 職員手当等	1, 245	(1)	職員		1,709千円
4 共済費	236				
2 給料	11	1 人件費			1,079千円
3 職員手当等	892	(1)	職員		1,060千円
4 共済費	176	(2)	再任用短時間勤務職員		19千円
2 給料	313	1 人件費			1,812千円
3 職員手当等	1, 258	(1)	職員		1,793千円
4 共済費	241	(2)	再任用短時間勤務職員		19千円
2 給料	473	1 人件費			4,977千円
3 職員手当等	3, 798	(1)	職員		4,955千円
4 共済費	706	(2)	再任用短時間勤務職員		22千円
2 給料	3, 467	1 人件費			22,878千円
3 職員手当等	16, 369	(1)	職員		22,574千円
4 共済費	3, 042	(2)	再任用短時間勤務職員		304千円
2 給料	373	1 人件費			2,119千円
3 職員手当等	1, 465	(1)	職員		2,100千円
4 共済費	281	(2)	再任用短時間勤務職員		19千円

				補	正	額	真 の	 財	源	内	 訳
款項目	補正前の額	補正額	計	 特		定	<u> </u>	源			
				国県支			方 債	その	他	一 舟	段 財 源
	千円	千円	千円		千円		千円	1	千円		千円
4 衛生費	40, 050, 301	33, 531	40, 083, 832								33, 531
1 保健衛生費	17, 250, 192	10, 683	17, 260, 875								10, 683
1 健康医療総務費	1, 333, 166	1, 929	1, 335, 095								1, 929
2 精神保健福祉センター費	202, 156	1, 058	203, 214								1, 058
3 看護専門学校費	276, 661	1, 596	278, 257								1, 596
6 保健衛生検査費	518, 924	2, 347	521, 271								2, 347
9 成人保健費	10, 588, 210	3, 017	10, 591, 227								3, 017
11 市立病院政策事 業費	82, 326	736	83, 062								736
2 保健所費	2, 881, 807	5, 257	2, 887, 064								5, 257
1 保健所運営総務	640, 926	2, 437	643, 363								2, 437
2 生活衛生費	2, 223, 213	2, 820	2, 226, 033								2, 820
3 清掃費	15, 893, 745	13, 702	15, 907, 447								13, 702
1 廃棄物処理費	10, 873, 355	2, 683	10, 876, 038					<u> </u>			2, 683
1 光末物だ在員	10, 010, 000	2, 003	10, 010, 030								2,000
2 ごみ減量推進費	271, 432	1, 385	272, 817								1, 385
3 南清掃事業所費	1, 669, 175	4, 759	1, 673, 934								4, 759

(歳 出) 4 衛生費

節					
区分	金額		説	明	
	千円				
2 給料	76	1 人件費			1,929千円
3 職員手当等	1, 565	(1)	職員		1,883千円
4 共済費	288	(2)	再任用短時間勤務職員		46千円
2 給料	158	1 人件費			1,058千円
3 職員手当等	767	(1)	職員		1,058千円
4 共済費	133				
2 給料	54	1 人件費			1,596千円
3 職員手当等	1, 290	(1)	職員		1,563千円
4 共済費	252	(2)	再任用短時間勤務職員		33千円
2 給料	162	1 人件費			2,347千円
3 職員手当等	1,832	(1)	職員		2,298千円
4 共済費	353	(2)	再任用短時間勤務職員		49千円
2 給料	160	1 人件費			3,017千円
3 職員手当等	2, 420	(1)	職員		2,971千円
4 共済費	437	(2)	再任用短時間勤務職員		46千円
2 給料	27	1 人件費			736千円
3 職員手当等	592	(1)	職員		736千円
4 共済費	117				
2 給料	222	1 人件費			2,437千円
3 職員手当等	1, 868	(1)	職員		2,404千円
4 共済費	347	(2)	再任用短時間勤務職員		33千円
2 給料	312	1 人件費			2,820千円
3 職員手当等	2, 129	(1)	職員		2,801千円
4 共済費	379	(2)	再任用短時間勤務職員		19千円
2 給料	318	1 人件費			2,683千円
3 職員手当等	1, 983	(1)	職員		2,650千円
4 共済費	382	(2)	再任用短時間勤務職員		33千円
2 給料	206	1 人件費			1,385千円
3 職員手当等	988	(1)	職員		1,366千円
4 共済費	191	(2)	再任用短時間勤務職員		19千円
2 給料	33	1 人件費			4,759千円
3 職員手当等	3, 967	(1)	職員		4,675千円
4 共済費	759	(2)	再任用短時間勤務職員		84千円

				補 正	額の	財源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	전(4H JUS
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 平和清掃事業所	1, 598, 825	1, 711	1, 600, 536				1, 711
費							
	504 005	1 005	500 400				1 005
5 浜北環境事業所	591, 207	1, 925	593, 132				1, 925
費							
6 天竜環境事業所	525, 869	1, 239	527, 108				1, 239
で 人 电	525, 609	1, 239	527, 100				1, 239
Į.							
	515, 966	3, 515	519, 481				3, 515
1環境政策推進費	140, 601	1, 028	141, 629				1,028
2 産業廃棄物対策	137, 996	1, 204	139, 200				1, 204
費							
3 環境保全費	149, 438	1, 283	150, 721				1, 283
6 と畜場・市場費	190, 445	374	190, 819				374
1 と畜場・市場事	190, 445	374	190, 819				374
業費							

(歳 出) 4 衛生費

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
2 給料		. 人件費	1,711千円
3 職員手当等	1, 406	(1) 職員	1,678千円
4 共済費	278	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
3 職員手当等	1,607	人件費	1,925千円
4 共済費	318	(1) 職員	1,893千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	32千円
3 職員手当等	1,034	人件費	1,239千円
4 共済費	205	(1) 職員	1,156千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	83千円
2 給料	106	人件費	1,028千円
3 職員手当等	772	(1) 職員	1,028千円
4 共済費	150		
2 給料	150	人件費	1,204千円
3 職員手当等	879	(1) 職員	1,185千円
4 共済費	175	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	184	人件費	1,283千円
3 職員手当等	920	(1) 職員	1,237千円
4 共済費	179	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
27 繰出金	374	と畜場・市場事業特別会計繰出金	374千円

				補 正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 労働費	489, 494	687	490, 181				687
1 労働諸費	489, 494	687	490, 181				687
1 労働・雇用事業	489, 494	687	490, 181				687
費							

(歳 出) 5 労働費

節				
区 分	金額	説	明	
	千円			
2 給料	103	1 人件費		687千円
3 職員手当等	488	(1) 職員		687千円
4 共済費	96			

				補 正	額の	 財 源	内 訳
款項目	補正前の額	補正額	計	———— 特	定財	源	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6 農林水産業費	6, 063, 975	8, 758	6, 072, 733				8, 758
1 農業費	1, 931, 624	5, 768	1, 937, 392				5, 768
1 農業委員会費	235, 660	1, 564	237, 224				1, 564
2 農業政策推進費	474, 078	1, 294	475, 372				1, 294
	1, 086, 826	1, 965	1, 088, 791				1, 965
· /2C//C///C/	1, 000, 020	2,000	1,000,101				1,000
 4 農地利用費	135, 060	945	136, 005				945
4 辰地利用有	155,000	940	150,005				940
3 農地費	2, 561, 011	1, 624	2, 562, 635				1,624
1 農業農村振興推	2, 561, 011	1, 624	2, 562, 635				1, 624
進費							
4 林業費	1, 359, 331	1, 366	1, 360, 697				1, 366
1 林業振興費	1, 359, 331	1, 366	1, 360, 697				1, 366

(歳 出) 6 農林水産業費

節					
区 分	金額		説	明	
	千円				
2 給料	175	1 人件費			1,564千円
3 職員手当等	1, 162	(1)	職員		1,518千円
4 共済費	227	(2)	再任用短時間勤務職員		46千円
2 給料	64	1 人件費			1,294千円
3 職員手当等	1,027	(1)	職員		1,261千円
4 共済費	203	(2)	再任用短時間勤務職員		33千円
2 給料	167	1 人件費			1,965千円
3 職員手当等	1, 506	(1)	職員		1,919千円
4 共済費	292	(2)	再任用短時間勤務職員		46千円
2 給料	70	1 人件費			945千円
3 職員手当等	732	(1)	職員		945千円
4 共済費	143				
2 給料	168	1 人件費			1,624千円
3 職員手当等	1, 225	(1)	職員		1,591千円
4 共済費	231	(2)	再任用短時間勤務職員		33千円
2 給料	183	1 人件費			1,366千円
3 職員手当等	989	(1)	職員		1,333千円
4 共済費	194	(2)	再任用短時間勤務職員		33千円

				補正	額の	財源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	加 田 次百
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 商工費	14, 139, 355	7, 530	14, 146, 885				7, 530
1 商工費	14, 139, 355	7, 530	14, 146, 885				7, 530
4 産業振興費	2, 808, 261	3, 065	2, 811, 326				3, 065
5 スタートアップ	568, 095	1, 082	569, 177				1, 082
推進費							
6 企業立地推進費	2, 641, 564	960	2, 642, 524				960
,	, ,		, ,				
	6, 319, 205	2, 423	6, 321, 628				2, 423
	0,010,200	2, 120	o, 021, 020				2, 120
ロモーション振							
興費							

(歳 出) 7 商工費

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
2 給料	450	1 人件費	3,065千円
3 職員手当等	2, 216	(1) 職員	3,032千円
4 共済費	399	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	97	1 人件費	1,082千円
3 職員手当等	832	(1) 職員	1,082千円
4 共済費	153		
2 給料	129	1 人件費	960千円
3 職員手当等	690	(1) 職員	941千円
4 共済費	141	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	365	1 人件費	2,423千円
3 職員手当等	1, 739	(1) 職員	2,423千円
4 共済費	319		

				補正	<u>額</u> の	 財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補正額	計	 特	定財		
	1111 212 1111 17 1150	1111 112 1150	н	国県支出金	1		一般財源
	千円	千円	千円	千円		1	千円
8 土木費	47, 868, 374	40, 679	47, 909, 053				40, 679
1 土木管理費	4, 680, 902	6, 307	4, 687, 209				6, 307
 1 技術監理費	207, 532	1, 171	208, 703			<u> </u>	1, 171
	,	,	,				,
	729, 481	2, 135	731, 616				2, 135
	120, 101	2, 100	101, 010				2, 100
3 公共建築費	3, 743, 889	3, 001	3, 746, 890				3, 001
3 公共建築賃	3, 143, 009	5, 001	3, 740, 090				3,001
の光吹杯のよこ典	00 701 044	10,000	00 700 070				10,000
2 道路橋りよう費	26, 701, 244	18, 828	26, 720, 072				18, 828
1 道路企画費	11, 509, 963	16, 233	11, 526, 196				16, 233
2 道路保全費	13, 337, 692	2, 595	13, 340, 287				2, 595
3 河川費 ————————————————————————————————————	2, 481, 132	995	2, 482, 127				995
2 河川費	2, 439, 495	995	2, 440, 490				995
5 都市計画費	6, 705, 554	13, 055	6, 718, 609				13, 055
1 都市計画総務費	310, 305	1, 519	311, 824				1, 519
2 土地政策費	244, 743	2, 112	246, 855				2, 112
3 交通政策推進費	896, 248	733	896, 981				733
4 市街地整備事業	817, 559	2, 831	820, 390				2,831
費							,
	616, 148	1, 302	617, 450				1,302
東 型川口 小川 ・	010, 110	1,002	011, 100				1,002

(歳 出) 8 土木費

節			
区分	金額	説	明
	千円		
2 給料	21	人件費	1,171千円
3 職員手当等	959	(1) 職員	1,111千円
4 共済費	191	(2) 再任用短時間勤務職員	60千円
2 給料	311	人件費	2,135千円
3 職員手当等	1, 533	(1) 職員	2,135千円
4 共済費	291		
2 給料	567	人件費	3,001千円
3 職員手当等	2, 044	(1) 職員	2,982千円
4 共済費	390	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	1, 530	人件費	16,233千円
3 職員手当等	12, 387	(1) 職員	16,026千円
4 共済費	2, 316	(2) 再任用短時間勤務職員	207千円
2 給料	244	人件費	2,595千円
3 職員手当等	1, 975	(1) 職員	2,562千円
4 共済費	376	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	59	人件費	995千円
3 職員手当等	781	(1) 再任用短時間勤務職員	19千円
4 共済費	155	(2) 職員	976千円
2 給料	143	人件費	1,519千円
3 職員手当等	1, 153	(1) 職員	1,519千円
4 共済費	223		
2 給料	203	人件費	2,112千円
3 職員手当等	1, 606	(1) 職員	2,112千円
4 共済費	303		
3 職員手当等	609	人件費	733千円
4 共済費	124	(1) 再任用短時間勤務職員	19千円
		(2) 職員	714千円
2 給料	314	人件費	2,831千円
3 職員手当等	2, 109	(1) 再任用短時間勤務職員	19千円
4 共済費	408	(2) 職員	2,812千円
2 給料	85	人件費	1,302千円
3 職員手当等	1, 016	(1) 再任用短時間勤務職員	19千円

				補 正	額(カ 財	源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定り	才 源		. 机 田 河
				国県支出金	地方值	貴 その	他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千	円	千円	千円
8 公園事業費	659, 271	1, 117	660, 388					1, 117
9 公園管理費	1, 648, 566	770	1, 649, 336					770
10 動物園費	715, 438	2, 671	718, 109					2, 671
6 住宅費	1, 507, 235	1, 494	1, 508, 729					1, 494
1 住宅費	1, 459, 986	1, 494	1, 461, 480					1, 494

(歳 出) 8 土木費

節					
区 分	金額		説	明	
	千円				
4 共済費	201	(2)	職員		1,283千円
2 給料	119	1 人件費			1,117千円
3 職員手当等	835	(1)	職員		1,117千円
4 共済費	163				
2 給料	13	1 人件費			770千円
3 職員手当等	633	(1)	職員		770千円
4 共済費	124				
2 給料	263	1 人件費			2,671千円
3 職員手当等	2,018	(1)	再任用短時間勤務職員		20千円
4 共済費	390	(2)	職員		2,651千円
2 給料	162	1 人件費			1,494千円
3 職員手当等	1, 111	(1)	職員		1,461千円
4 共済費	221	(2)	再任用短時間勤務職員		33千円

				補	Œ	額	の	財	源	内	訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源		ń	n, n. 1. Mee
				国県支出	金	地方	債	その	他	一 州	段 財 源
	千円	千円	千円	千	円		千円		千円		千円
9 消防費	11, 444, 100	73, 959	11, 518, 059								73, 959
1 常備消防費	9, 749, 202	71, 724	9, 820, 926								71, 724
1 消防総務費	7, 135, 093	65, 051	7, 200, 144								65, 051
2 火災予防推進費	189, 898	1, 647	191, 545								1, 647
	770, 464	2, 500	772, 964								2,500
	,	,	,								ŕ
 6 情報指令費	1, 322, 394	2, 526	1, 324, 920								2, 526
O IN TILL IS	1, 022, 031	2, 020	1,021,020								2,020
4 巛 字 對 笨 弗	705 610	0.005	707 040		\dashv						0.005
4 災害対策費	785, 613	2, 235	787, 848	<u> </u>	1						2, 235
1 防災費	783, 323	2, 235	785, 558								2, 235

(歳 出) 9 消防費

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
2 給料	8, 469	1 人件費	65,051千円
3 職員手当等	47, 857	(1) 職員	64,810千円
4 共済費	8, 725	(2) 再任用短時間勤務職員	241千円
2 給料	82	1 人件費	1,647千円
3 職員手当等	1, 311	(1) 職員	1,614千円
4 共済費	254	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	68	1 人件費	2,500千円
3 職員手当等	2, 045	(1) 職員	2,407千円
4 共済費	387	(2) 再任用短時間勤務職員	93千円
2 給料	66	1 人件費	2,526千円
3 職員手当等	2, 066	(1) 職員	2,493千円
4 共済費	394	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円
2 給料	280	1 人件費	2,235千円
3 職員手当等	1, 671	(1) 職員	2,193千円
4 共済費	284	(2) 再任用短時間勤務職員	42千円

				補正	 額 の	 財 源	 内 訳
款項目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	in H. Ne
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
delba-th	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10 教育費	65, 330, 249	397, 008	65, 727, 257	75, 349			321, 659
1 教育総務費	10, 226, 180	14, 307	10, 240, 487	<u> </u>		I	14, 307
1 教育総務費	5, 304, 203	3, 746	5, 307, 949				3, 746
2 教育施設費	2, 718, 647	2, 190	2, 720, 837				2, 190
3 教職員管理費	450, 166	4, 355	454, 521				4, 355
4 教育センター費	142, 957	920	143, 877				920
5 教育指導費	1, 595, 656	3, 096	1, 598, 752				3, 096
2 小学校費	27, 332, 851	223, 231	27, 556, 082	47, 184			176, 047
1 小学校教職員管 理費	21, 810, 556	223, 231	22, 033, 787	47, 184			176, 047
3 中学校費	16, 435, 400	131, 599	16, 566, 999	28, 165			103, 434
1 中学校教職員管 理費	12, 736, 134	131, 599	12, 867, 733	28, 165			103, 434
4 高等学校費	943, 601	6, 803	950, 404				6, 803
1 市立高校管理費	879, 764	6, 803	886, 567				6, 803
5 幼稚園費	5, 158, 541	19, 249	5, 177, 790				19, 249
1 幼稚園費	5, 158, 541	19, 249	5, 177, 790				19, 249

(歳 出) 10 教育費

節			
区分	金額	説	明
	千円		
2 給料	233	1 人件費	3,746千円
3 職員手当等	2, 972	(1) 職員	3,631千円
4 共済費	541	ア 特別職	121千円
		イ 一般職員	3,510千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	115千円
2 給料	271	1 人件費	2,190千円
3 職員手当等	1, 612	(1) 職員	2,142千円
4 共済費	307	(2) 再任用短時間勤務職員	48千円
2 給料	170	1 人件費	4,355千円
3 職員手当等	3, 525	(1) 職員	3,982千円
4 共済費	660	(2) 再任用短時間勤務職員	373千円
3 職員手当等	765	1 人件費	920千円
4 共済費	155	(1) 職員	832千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	88千円
2 給料	31	1 人件費	3,096千円
3 職員手当等	2, 580	(1) 再任用短時間勤務職員	154千円
4 共済費	485	(2) 職員	2,942千円
2 給料	31, 491	1 人件費	223, 231千円
3 職員手当等	162, 094	(1) 少人数学級対応講師	2,333千円
4 共済費	29, 646	(2) 職員	219,786千円
		(3) 再任用短時間勤務職員	1,112千円
2 給料	19, 771	1 人件費	131,599千円
3 職員手当等	94, 593	(1) 職員	130,953千円
4 共済費	17, 235	(2) 再任用短時間勤務職員	646千円
2 給料	309	1 人件費	6,803千円
3 職員手当等	5, 460	(1) 職員	6,784千円
4 共済費	1, 034	(2) 再任用短時間勤務職員	19千円
2 給料	2, 923	1 人件費	19,249千円
3 職員手当等	13, 787	(1) 職員	19,216千円
4 共済費	2, 539	(2) 再任用短時間勤務職員	33千円

				補 正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	加又,从
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 保健体育費	4, 092, 815	1, 819	4, 094, 634				1, 819
1 健康安全費	4, 092, 815	1, 819	4, 094, 634				1, 819
計	389, 205, 000	736, 056	389, 941, 056	75, 349			660, 707

(歳 出) 10 教育費

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
2 給料	129	1 人件費	1,819千円
3 職員手当等	1, 413	(1) 職員	1,757千円
4 共済費	277	(2) 再任用短時間勤務職員	62千円

1. 特 別 職

5	区 分	職員数一		糸	슈 - J	声	#P		共済費	合 計	備考
	<i>.</i>	100 FL 90	報酬	給 料	期末手当	地域手当	その他 の手当] 	7.IJ A	Ц П	ин 25
	長 等	人 4	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補		4		48, 732	19, 027			67, 759	10, 252	78, 011	
正	議員	46	360, 384		140, 700			501, 084	110, 800	611, 884	
後	その他	10, 737	1, 081, 451	17, 052	6, 658			1, 105, 161	4, 567	1, 109, 728	
	計	10, 787	1, 441, 835	65, 784	166, 385			1, 674, 004	125, 619	1, 799, 623	
	長等	4		48, 732	18, 418			67, 150	10, 229	77, 379	
補正	議員	46	360, 384		136, 196			496, 580	110, 800	607, 380	
前	その他	10, 737	1, 081, 451	17, 052	6, 445			1, 104, 948	4, 554	1, 109, 502	
	計	10, 787	1, 441, 835	65, 784	161, 059			1, 668, 678	125, 583	1, 794, 261	
	長 等	0		0	609			609	23	632	
比	議員	0	0		4, 504			4, 504	0	4, 504	
較	その他	0	0	0	213			213	13	226	
	計	0	0	0	5, 326			5, 326	36	5, 362	

注 その他は、執行機関の委員、附属機関の委員、選挙における選挙長・立会人等、その他の特別職の職員の合計である。

2. 一般職

(1)総括

	哈 日 水		給	弄 費		т ж ж	^ =1	/## +7.
区分	職員数	報酬	給 料	職員手当	計	共済費	合 計	備考
	人 (6, 222)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	8, 763	5, 581, 905	37, 543, 521	27, 219, 944	70, 345, 370	12, 947, 625	83, 292, 995	
補正前	(6, 222) 8, 763	5, 581, 905	37, 453, 505	26, 679, 799	69, 715, 209	12, 847, 466	82, 562, 675	
比較	(0)	0	90, 016	540, 145	630, 161	100, 159	730, 320	
	区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後	4, 426	853, 812	1, 154, 780	694, 891	466, 999	11, 688	456, 807
職	補正前	4, 426	853, 812	1, 151, 974	694, 891	466, 999	11, 688	456, 807
員	比較	0	0	2, 806	0	0	0	0
手	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当	補正後	35, 313	1, 505, 691	596, 005	4, 307	1, 454	9, 267, 549	6, 856, 606
	補正前	35, 230	1, 501, 607	596, 005	4, 307	1, 454	9, 084, 364	6, 506, 662
0	比較	83	4, 084	0	0	0	183, 185	349, 944
内	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
訳		千円	千円	千円				
II/\	補正後	246, 081		5, 063, 535				
	補正前	246, 081		5, 063, 492				
	比較	0		43				

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

ア 会計年度任用職員以外の職員

		職員数		給 4	 費		共 済 費	合 計	備考
区	分	概只数	報 酬	給 料	職員手当	計	光 仍 負		VHI ^¬
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		(580)							
補正	後	8, 763		37, 543, 521	26, 214, 236	63, 757, 757	12, 141, 264	75, 899, 021	
		(580)							
補正	前	8, 763		37, 453, 505	25, 674, 091	63, 127, 596	12, 041, 105	75, 168, 701	
		(0)							
比	較	0		90, 016	540, 145	630, 161	100, 159	730, 320	
		区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		補正後	4, 426	853, 812	1, 154, 780	694, 891	466, 999	11, 688	456, 807
職	Ì [補正前	4, 426	853, 812	1, 151, 974	694, 891	466, 999	11, 688	456, 807
員		比 較	(0	2,806	0	0	0	0
手		区 分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
N/A	.		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当		補正後	35, 313	1, 505, 691	596, 005	4, 307	1, 454	8, 261, 841	6, 856, 606
の	, [補正前	35, 230	1, 501, 607	596, 005	4, 307	1, 454	8, 078, 656	6, 506, 662
l ,		比 較	83	4, 084	0	0	0	183, 185	349, 944
内		区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
訳	۱ :		千円	千円	千円				
		補正後	246, 081		5, 063, 535				
		補正前	246, 081		5, 063, 492				
		比 較	(43				

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

		職員数			給	Ė	,費		北 汝 弗	合 計	備	考
区	分	1000円数	報	酬	給 米		職員手当	計	共 済 費		1/用	与
		人		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
		(5, 642)										
補正	三後	0	5, 5	581, 905		0	1, 005, 708	6, 587, 613	806, 361	7, 393, 974		
		(5, 642)										
補正	三前	0	5, 5	581, 905			1, 005, 708	6, 587, 613	806, 361	7, 393, 974		
		(0)										
比	較	0		0			0	0	0	0		
		区分	初生 調整	£給 手当	扶養手	当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務	等手当
				千円		千円	千円	千円	千円	千円		千円
	. [補正後										
聙	浅	補正前										
員	<u> </u>	比 較										
手		区 分	へきま	也手当	時間外勤 手	務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉哥	手当
<u></u>	,			千円		千円	千円	千円	千円	千円		千円
	-	補正後								1, 005, 708		
σ.		補正前								1, 005, 708		
	.	比 較								0		
内		区 分	義務教 教員特	数育等 別手当	災害派遣	手当	退職手当					
部	7			千円		千円	千円					
		補正後										
		補正前										
		比 較										

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額	増 減 事	由別片	引訳	説	明	備	考
給料	千円	1 給与改定に		千円 90,016			************************************	·
		伴う増減分					給与改定実施時期	
		2 昇給に伴う増加分						
		3 その他の増減 分						
		,						
職員手当	540, 145	1 制度改正に伴う増減分						
		2 その他の増減		540, 145	初任給調整手当	千円		
		分			技養事手手手手手手手手手手手手手手手手目目日日 <th< td=""><td>2,806</td><td></td><td></td></th<>	2,806		
					単身赴任手当 特殊勤務手当 かき 地手当	83		
					時間外勤務手当管理職手当当	4, 084		
					管 特 期 新 務 手 手 教 育 等 等 手 等 教 有	183, 185 349, 944		
					特別手当災害派遣手当退職手当	43		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

□	Λ.	一般	技能	沙木仙子山谷	医師職	医療	看 護	教育職	教育職	教育職
区	分	行政職	労務職	消防職	达 即噸	技術職	保健職	(高 校)	(小中学校)	(幼稚園)
令和4年	平均給料月額	円 325, 049	円 356, 696	円 313, 430	円 512, 690	円 317, 480	円 323, 721	円 392, 039	円 357, 275	円 294, 856
10月1日	平均給与月額	円 392, 199	円 402, 197	円 423, 307	円 883, 252	円 375, 010	円 375, 175	円 447, 544	円 399, 654	円 344, 223
現在	平均 年令	歳 42. 07	歳 52.03	歳 39.11	歳 53.11	歳 42.00	歳 42. 07	歳 47. 04	歳 42. 08	歳 38. 06
令和4年	平均給料月額	円 325, 080	円 356, 696	円 313, 382	円 512, 690	円 317, 480	円 323, 721	円 392, 039	円 357, 351	円 294, 856
9月1日	平均給与月額	円 382, 099	円 398, 573	円 410, 783	円 842, 352	円 396, 750	円 380, 586	円 444, 237	円 397, 251	円 319, 213
現在	平均 年令	歳 42.06	歳 52. 02	歳 39. 10	歳 53. 10	歳 41.11	歳 42. 06	歳 47. 03	歳 42. 07	歳 38. 05

イ 初 任 給

区	分	一般行政職	技能労務職	消防職	医師職	医療技術職	看護保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
市の制度	高校卒	161, 791	経験年数に応じて	円 161, 791			(准看) 円 161, 791			
刊沙州及	大学卒	195, 188	円 154,664 から 219,320 まで	円 195, 188	253,600	202, 112	(看護) 円 195, 188	円 218, 098	218, 098	円 195, 188
国の制度	高校卒	一般職 円 154, 600	経験年数に応じて				(准看) 円 169, 900			
国切削疫	大学卒	総合職 円 189,700 一般職 185,200	円 136,200 から 220,000 まで		253, 600	191,500	円 216, 000			

ウ 級別職員数

ウ 糸	級別職員	数																	
区	/ar	一般彳	亍 政職	技能的	芳務職	消	方 職	医自	币職	医療技	支術職	看護信	呆健職	教 (高	育 職 校)	教 章 (小中			新職 推園)
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人 188	5. 9	人	%	人 70	7. 9	人	%	人 2	1. 4	人 5	2. 2	人	%	人	%	人 23	8. 3
令	2	(1) 461	(0. 4) 14. 5			(4) 97	(13. 8) 11. 0	1	16. 7	28	19. 4	30	13. 5	75	93. 7	(181) 3, 419	(100. 0) 91. 2	55	19. 9
和	3	(262) 1, 278	(99. 2) 40. 2			(25) 507	(86. 2) 57. 2	2	33. 3	(5) 74	(100. 0) 51. 3	(14) 111	(100. 0) 49. 8	2	2. 5	182	4. 8	(1) 150	(100. 0) 54. 1
4 年	4	621	19. 5	(45) 13	(100. 0) 7. 5	73	8. 2	3	50. 0	16	11. 1	47	21. 1	3	3.8	149	4. 0	43	15. 5
10	5	254	8. 0	161	92. 5	75	8. 5			8	5. 6	16	7. 2					6	2. 2
月	6	(1) 164	(0. 4) 5. 2			38	4. 3			8	5. 6	10	4. 5						
1	7	120	3. 8			14	1. 6			8	5. 6	3	1. 3						
現	8	52	1. 6			10	1. 1					1	0. 4						
在	9	42	1. 3			2	0. 2												
	計	(264) 3, 180	(100. 0) 100. 0	(45) 174		(29) 886	(100. 0) 100. 0	6	100.0	(5) 144	(100. 0) 100. 0	(14) 223	(100. 0) 100. 0	80	100.0	(181) 3, 750	(100. 0) 100. 0	(1) 277	(100. 0) 100. 0
	1	188	5. 9			70	7. 9			2	1. 4	5	2. 2					23	8. 3
令	2	(1) 460	(0. 4) 14. 5			(4) 97	(13. 8) 10. 9	1	16. 7	28	19. 4	30	13. 5	75	93. 7	(181) 3, 416	(100. 0) 91. 2	55	19.9
和 4	3	(263) 1, 278	(99. 2) 40. 2			(25) 508	(86. 2) 57. 3	2	33. 3	(5) 74	(100. 0) 51. 3	(14) 111	(100. 0) 49. 8	2	2. 5	182	4.8	(1) 150	(100. 0) 54. 1
年	4	621	19. 5	(45) 13	(100. 0) 7. 5	73	8. 3	3	50.0	16	11. 1	47	21. 1	3	3.8	149	4. 0	43	15. 5
9	5	254	8. 0	161	92. 5	75	8. 4			8	5. 6	16	7. 2					6	2. 2
月	6	(1) 164	(0. 4) 5. 2			38	4. 3			8	5. 6	10	4. 5						
1	7	120	3. 8			14	1.6			8	5. 6	3	1. 3						
現	8	52	1.6			10	1. 1					1	0.4						
在	9	42	1. 3			2	0. 2												
	計	(265) 3, 179	(100. 0) 100. 0	(45) 174		(29) 887	(100. 0) 100. 0	6	100.0	(5) 144		223	(100. 0) 100. 0			(/	(100. 0) 100. 0	277	(100. 0) 100. 0

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

	-)					代	表	的な	職	種		
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職	消防職	医師職	医療 技術職	看 護 保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
		(A)	人 8, 763	人 3, 212	人 181	人 888	人 6	人 142	人 220	人 84	人 3, 743	人 287
	昇給に係る 職員数	(B)	人 8, 763	3, 212	181	888	6	142	220	84	3, 743	287
補		2号給	人									
正	号給数別	4号給	人 6, 384	2, 360	133	653	5	104	162	61	2, 695	211
	内訳	6号給	人 1, 993	675	38	186	1	30	46	21	936	60
後	P1	7号給	人 107							2	105	
		8号給	人 279	177	10	49		8	12		7	16
	比 率 (B),	/(A)	% 100. 0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100. 0	100. 0	100.0
		(A)	人 8, 763	3, 212	181	888	6	142	220	84	3, 743	287
	昇給に係る 職員数	(B)	人 8, 763	3, 212	181	888	6	142	220	84	3, 743	287
補		2号給	人									
正	号給数別	4号給	人 6, 384	2, 360	133	653	5	104	162	61	2, 695	211
	内訳	6号給	人 1, 993	675	38	186	1	30	46	21	936	60
前	L1 EV	7号給	人 107							2	105	
		8号給	人 279	177	10	49		8	12		7	16
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

オ 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 另 6 月	1 支 給 率 1 2 月	支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	月分 (1. 125) 2. 125	月分 (1.175) 2.275	月分 (2.30) 4.40	有	
補正前	(1. 125) 2. 125	(1. 125) 2. 125	(2. 25) 4. 25	有	
国の制度	(1. 125) 2. 150	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有	

注 () 内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分 33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24. 586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

支給対象地域		浜	松	市					
		医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者		その他の者		東京都		都	
支	給	率		%		%			%
	7114	'	1 6		3		1	8	
去 妗	対象職	吕 粉		Λ.		人			人
义 和	刈 水 収	貝 剱			8, 755		8	;	
	指 定 基		C	%		%			%
基(づく支き	給 率	1 6		3		2	О	

ク 特殊勤務手当

					代	表	的な	職	種		
区 分		全職種	一 般 行政職	技 能 労務職	消防職	医師職	医 療技術職	看 護 保健職	教育職 (高 校)	教育職 (小中学校)	教育職 (幼稚園)
給料総額に対する	比率	% 1. 2	% 0. 3	% 2. 8	3. 4	% 38. 6	% 0. 5	0.9	3.3	1.3	%
支給対象職員の以 (令和4年10月1日)		34. 9	14. 5	45. 4	82.6	100.0	25. 7	26. 0	66.3	43. 2	
代表的な特殊勤 手当の名称	務	•		調金	查 収納手当	・社会福祉	業務手当・	環境衛生	手当		

ケ その他の手当

区分	内容	国の制度との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	 ① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

と畜場・市場事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	156, 193	-	156, 193
2 財産収入	307	-	307
3 繰入金	190, 445	374	190, 819
4 繰越金	1	-	1
5 諸収入	5, 054	-	5, 054
歳 入 合 計	352,000	374	352, 374

(歳 出)

				補 正	額の	財 源	内 訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	330, 277	374	330, 651			374	
2 公債費	21, 467	_	21, 467				
3 予備費	256	-	256				
歳出合計	352, 000	374	352, 374			374	

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰入金	190, 445	374	190, 819
1 一般会計繰入金	190, 445	374	190, 819
1 一般会計繰入金	190, 445	374	190, 819
計	352, 000	374	352, 374

(歳 入) と畜場・市場事業特別会計

	節					
区分	金	額		説	明	
		千円				
一般会計繰入		374	一般会計からの繰入金			

3 歳 出

				補 正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	330, 277	374	330, 651			374	
1 総務管理費	330, 277	374	330, 651			374	
1 と畜場管理費	269, 183	374	269, 557			374	
計	352, 000	374	352, 374			374	

(歳 出) と畜場・市場事業特別会計

節			
区 分	金額	説明	
	千円		
3 職員手当等	305	1 人件費	374千円
4 共済費	69	(1) 職員	355千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	19千円

1. 一般職

(1)総括

区分	職員数		給	弄 費		共済費	合 計	備考
	概良数	報酬	給 料	職員手当	計	光 仍 貝		Vm ² →
	人 (3)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正後	4	3, 849	23, 102	14, 762	41, 713	7, 749	49, 462	
補正前	(3) 4	3, 849	23, 102	14, 457	41, 408	7, 680	49, 088	
比較	(0)	0	0	305	305	69	374	
	区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後		1,068	748	471	309		370
職	補正前		1, 068	748	471	309		370
員	比較		0	0	0	0		0
手	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当	補正後		226	1, 552			5, 970	4, 048
	補正前		226	1, 552			5, 872	3, 841
0	比較		0	0			98	207
内	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
訳	補正後	千円	千円	千円				
	補正前							
	比 較							

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

		職員数			給	Ė	費		共 済 費	合計	備考
区	分	椒貝奴	報	酬	給	料	職員手当	計	光 例 頁		/m ~ -
		人		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
		(1)									
補正	三後	4			2	23, 102	13, 684	36, 786	6, 937	43, 723	
		(1)									
補正	三前	4			2	23, 102	13, 379	36, 481	6, 868	43, 349	
		(0)									
比	較	0				0	305	305	69	374	
		区 分	初任 調整	E給 手当	扶養	手 当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
				千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	.	補正後				1,068	748	471	309		370
聙	哉	補正前				1,068	748	471	309		370
員	<u> </u>	比 較				0	0	0	0		0
手		区 分	へき地	也手当	時間外 手	勤務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
N/	,			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
<u>₩</u>		補正後				226	1, 552			4, 892	4, 048
0		補正前				226	1, 552			4, 794	3, 841
Ι,		比 較				0	0			98	207
内		区 分	義務教 教員特	対育等 別手当	災害派遣	貴手当	退職手当				
訴	7			千円		千円	千円				
		補正後									
		補正前									
		比 較									

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

		日十次正/1700只						
	職員数		給	夢		共 済 費	合 計	備考
区分	帆只数	報 酬	給 料	職員手当	計	六份貝		л ш ~5
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	(2)							
補正後	0	3, 849		1, 078	4, 927	812	5, 739	
	(2)							
補正前	0	3, 849		1, 078	4, 927	812	5, 739	
	(0)							
比 較	0	0		0	0	0	0	
	区分	初任給 調整手当	扶 養 手 当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後							
職	補正前							
員	比較							
手	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
N/c		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当	補正後						1, 078	
の	補正前						1,078	
l ,	比較						0	
内	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
訳		千円	千円	千円				
	補正後							
	補正前							
	比較							

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増 減 事	由 別	内	訳	説	明	備考
給料	千円	1 給与改定に			千円			給与改定の状況 給与改定率 0.18%
		伴う増減分						給与改定実施時期 令和4年4月1日
		2 昇給に伴う増加分						
		3 その他の増減					千円	
		分						
職員手当	305	1 制度改正に伴						
		う増減分						
		2 その他の増減			305	初 扶 養 野 手 手 手 手 手 手 手 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当 当	千円	
						通勤手当当当当当当等動務		
						へ き 地 手 当 時間外勤務手当 管 理 職 手 当		
						宿日直手当員管理職手当期末手当	98	
						勤勉手当等教育等教員日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日<	207	
						災 害 派 遣 手 当 退 職 手 当		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行政職	技 能 労務職	医 療技術職
令和4年	平均給料月額	円 393, 907	円	円 429, 985
10月1日	平均給与月額	円 474, 908	円	円 562, 826
現在	平均年令	歳 55. 04	歳	歳 58. 10
令和4年	平均給料月額	円 389, 868	円	円 408, 298
1月1日	平均給与月額	円 450, 612	円	円 519, 403
現在	平均 年令	歳 54. 07	歳	歳 58. 01

イ 初 任 給

区	分	一般行政職	技能労務職	医療技術職	
市の制度	高校卒	161, 791	経験年数に 応じて		
川の耐度	大学卒	195, 188	円 154,664 から 219,320 まで	円 202, 112	
国の制度	高校卒	一般職 円			
国の制度	大学卒	総合職 189, 700 一般職 185, 200	円 136,200 から 220,000 まで	円 191, 500	

ウ 級別職員数

ワ A	收別職貝	奴					
区		一般行	亍政職	技能夠	芳務職	医療技	支術職
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人	%	,	%	人	%
令	2						
和	3	(1) 1	(100. 0) 33. 3				
4 年	4						
10	5	1	33. 3				
月	6						
1	7	1	33. 4			1	100. 0
現	8						
在	9						
	計	(1) 3	(100. 0) 100. 0			1	100. 0
	1						
令	2						
和 4	3	1	33. 3				
年	4						
1	5	1	33. 3				
月	6					1	100. 0
1	7	1	33. 4				
現	8						
在	9						
	計	3	100. 0			1	100. 0
沙 ()	中は田	· /~ III / - n	4.00 44.76	wild. 1/1 . 2			1

注 ()内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 長 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

	工 升柏					-
				f	代表的な職種	重
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職	医 療技術職
		(A)	人 4	人 3	人	人 1
	昇給に係る 職員数	(B)	人 4	3		1
補		2号給	人			
	号給数別	4号給	人 3	2		1
正		6号給	人 1	1		
後	内 訳	7号給	人			
		8号給	人			
	比 率 (B),	/(A)	% 100. 0	100.0		100.0
		(A)	人 4	3		1
	昇給に係る 職員数	(B)	人 4	3		1
補		2号給	人			
正	号給数別	4号給	人 3	2		1
#-	内訳	6号給	人 1	1		
前	下月 可人	7号給	人			
		8号給	人			
	比 率 (B)	/(A)	100.0	100.0		100.0

オ 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 另 6 月	リ 支 給 率 12 月	支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	月分 (1. 125) 2. 125	月分 (1.175) 2.275	月分 (2.30) 4.40	有	
補正前	(1. 125) 2. 125	(1. 125) 2. 125	(2. 25) 4. 25	有	
国の制度	(1. 125) 2. 150	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有	

注 ()内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分 33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

	浜	公 市
支給対象地域	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支 給 率	%	3
支給対象職員数	人	人 4
国の指定基準に基づく支給率	%	3

ク 特殊勤務手当

		代表的な職種					
区 分	全職種	一 般行政職	技 能 労務職	医療 技術職			
給料総額に対する比率	%	%	%	%			
支給対象職員の比率 (令和4年10月 1日現在)							
代表的な特殊勤務 手当の名称							

ケ その他の手当

区分	内容	国の制度 との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	 ① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。

中央卸売市場事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	444, 154	-	444, 154
2 財産収入	7	_	7
3 繰越金	4, 380	724	5, 104
4 諸収入	219, 514	_	219, 514
5 繰入金	132, 945	_	132, 945
歳 入 合 計	801,000	724	801, 724

(歳 出)

				補 正	額の	財 源	内 訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	in H+ Vici
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	756, 624	724	757, 348				724
2 公債費	43, 376	-	43, 376				
3 予備費	1,000	ı	1,000				
歳出合計	801, 000	724	801,724				724

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
- 47.65.4	千円	千円	千円
3 繰越金	4, 380	724	5, 104
1 繰越金	4, 380	724	5, 104
1 繰越金	4, 380	724	5, 104
計	801, 000	724	801, 724

(歳 入) 中央卸売市場事業特別会計

節				
区分	<u> </u>	金 額	頂	説明
			千円	
前年度繰越金	2		724	

3 歳 出

				補 正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	756, 624	724	757, 348				724
1 総務管理費	756, 624	724	757, 348				724
1 一般管理費	126, 418	537	126, 955				537
3 業務運営費	39, 416	187	39, 603				187
計	801, 000	724	801, 724				724

(歳 出) 中央卸売市場事業特別会計

節			
区 分	金額	説	明
	千円		
2 給料	20	1 人件費	537千円
3 職員手当等	428	(1) 職員	491千円
4 共済費	89	(2) 再任用短時間勤務職員	46千円
3 職員手当等	149	1 人件費	187千円
4 共済費	38	(1) 職員	158千円
		(2) 再任用短時間勤務職員	29千円

1. 一般職

(1)総括

	/	□ □ ×		給			ш. ~ #	A =1	/#: +7.
区	分	職員数	報酬	給 料	職員手当	計	共済費	合 計	備 考
		人 (9)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
補正	E後	8	9, 966	47, 975	29, 347	87, 288	16, 468	103, 756	
補正	三前	(9) 8	9, 966	47, 955	28, 770	86, 691	16, 341	103, 032	
比	較	(0)	0	20	577	597	127	724	
		区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		補正後	千円	千円 1,464	千円 1,544	千円 1,458	千円 617	千円	千円
聘	哉	補正前		1, 464	1, 543	1, 458	617		
ļ	1	比 較		0	1	0	0		
手	<u>s</u>	区 分	へき地手当	時間外勤務手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
		建丁次	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
弄	á	補正後		1, 397	2, 349			12, 465	8, 053
		補正前		1, 393	2, 349			12, 292	7, 654
σ,)	比 較		4	0			173	399
Þ	7	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
部	5	補正後	千円	千円	千円				
		補正前							
		比 較							

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

		職員数			給	Ė	費		共済費	合計	備考
区	分	似只奴	報	酬	給	料	職員手当	計	光 语 頁		/m ^ -
		人		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
1		(4)									
補正	三後	8				47, 975	26, 584	74, 559	14, 340	88, 899	
1		(4)									
補正	三前	8				47, 955	26, 007	73, 962	14, 213	88, 175	
		(0)									
比	較	0				20	577	597	127	724	
		区 分	初任 調整=	:給 手当	扶 養	手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
1				千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
l	.	補正後				1, 464	1, 544	1, 458	617		
稍	哉	補正前				1, 464	1, 543	1, 458	617		
員	1	比 較				0	1	0	0		
∮		区 分	へき地	手当	時間夕	ト勤務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
N.	,			千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円
三 7	1	補正後				1, 397	2, 349			9, 702	8, 053
0.		補正前				1, 393	2, 349			9, 529	7, 654
		比 較				4	0			173	399
内		区 分	義務教 教員特別	育等 別手当	災害派	遣手当	退職手当				
部	'			千円		千円	千円				
		補正後									
		補正前									
		比 較									

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

	_							
	職員数		<u>給</u>	与 費		共済費	 合 計	備考
区分	机只然	報 酬	給 料	職員手当	計	ハ 1A 貝		m ~
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	(5)							
補正後	0	9, 966		2, 763	12, 729	2, 128	14, 857	
	(5)							
補正前	0	9, 966		2, 763	12, 729	2, 128	14, 857	
	(0)							
比較	0	0		0	0	0	0	
	区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補正後							
職	補正前							
員	比 較							
手	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
N/A		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当	補正後						2, 763	
の	補正前						2, 763	
	比 較						0	
内	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
訳		千円	千円	千円				
	補正後							
	補正前							
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増 減 事	由別		説	明	備	考
給料	千円	1 給与改定に 伴う増減分		千円 20		,,	給与改定の状況 給与改定率 0.18% 給与改定実施時期	
		2 昇給に伴う 増加分						
		3 その他の増減				千円		
職員手当	577	1 制度改正に伴 う増減分						
		2 その他の増減分		577	初扶地通住単特へ時間を手手手手手を強動を手手手手任務を動地動をを動きを動きを動きをいる。	千円 1		
					時管宿管特期勤義特災退間理日 別 務 害 職	173 399		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
区	分	一般行政職	技 能 労務職
令和4年 10月1日	平均給料月額	円 360, 990	円
	平均給与月額	円 418, 803	円
現在	平均 年令	歳 47.05	歳
令和4年	平均給料月額	円 376, 850	円
1月1日	平均給与月額	円 447, 022	円
現在	平均 年令	歳 49. 12	歳

イ 初 任 給

区	分	一般行政職	技能労務職		
		В			
古の制度	高校卒	161, 791	経験年数に 応じて		
市の制度	大学卒	円 195, 188	円 154,664 から 219,320 まで		
	高校卒	一般職 円	経験年数に 応じて		
国の制度	大学卒	総合職 189,700 一般職 185,200	円 136,200 から 220,000 まで		

ウ 級別職員数

ウ;	級別職員	数			
区		一般彳	_{丁政職}	技能的	芳務職
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人	%	人	%
令	2	(1)	(20.0)		
和	3	(4)	(80. 0) 37. 5		
4 年	4	1	12. 5		
10	5	2	25. 0		
月	6	1	12. 5		
1	7				
日	8	1	12. 5		
現 在	9				
1#	計	(5) 8	(100. 0) 100. 0		
	1	0	100.0		
令	2	(1)	(25. 0)		
和	3	(3)	(75. 0)		
4		2	28. 5		
年	4	1	14. 3		
1	5	1	14. 3		
月	6	1	14. 3		
1 日	7	2	28. 6		
現	8				
在	9				
	計	(4) 7	(100. 0) 100. 0		
注 () 内/11面	任田短	土 胆 盐 3女	啦只粉才	カサキ

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 長 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

_	工 升和				
				代表的	な職種
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職
		(A)	人 8	人 8	人
	昇給に係る 職員数	(B)	人 8	8	
補		2号給	人		
正	号給数別	4号給	人 6	6	
		6号給	人 2	2	
後	内 訳	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	
		(A)	人 8	8	
	昇給に係る 職員数	(B)	人 8	8	
補		2号給	人		
正	号給数別	4号給	人 6	6	
	内 訳	6号給	人 2	2	
前	r i p/	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	100.0	100.0	

オ 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 B	リ 支 給 率 12 月	支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	月分 (1. 125) 2. 125		月分 (2.30) 4.40	有	
補正前	(1. 125) 2. 125	(1. 125) 2. 125	(2. 25) 4. 25	有	
国の制度	(1. 125) 2. 125	(1. 175) 2. 250	(2. 30) 4. 40	有	

注 ()内は再任用職員の支給率である。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

	浜	公 市
支給対象地域	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支 給 率	%	3
支給対象職員数	人	8
国の指定基準に 基づく支給率	%	3

ク 特殊勤務手当

		代表的	な職種
区 分	全職種	一 般行政職	技 能 労務職
給料総額に対する比率	%	%	%
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務 手当の名称			

ケ その他の手当

区分	内容	国の制度 との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	 ① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。

小型自動車競走事業特別会計

歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 出)

						補	正	額	の	財	源	内	訳
款	補正前の額	補	正	額	計	特		定	財	源		- 船	対源
						国県支出	出金	地 方	債	その	他	刈又	
	千円			千円	千円	=	千円		千円		千円		千円
1 総務費	924, 731			0	924, 731								0
2 事業費	15, 887, 385			-	15, 887, 385								
3 公債費	959			-	959								
4 繰出金	50, 000			-	50,000								
5 諸支出金	92, 494			-	92, 494								
6 予備費	694, 431			-	694, 431								
歳出合計	17, 650, 000	·		0	17, 650, 000			·		·		·	0

2 歳 出

				補 正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 総務費	924, 731	0	924, 731				0
1 総務管理費	924, 731	0	924, 731				0
1 一般管理費	70, 506	402	70, 908				402
3 小型自動車競走	219, 424	△402	219, 022				△402
事業基金費							
計	17, 650, 000	0	17, 650, 000				0

(歳 出) 小型自動車競走事業特別会計

節				
区 分	金額	説	明	
	千円			
3 職員手当等	332	1 人件費		402千円
4 共済費	70	(1) 職員		402千円
24 積立金	△402	1 小型自動車競走事業基金に対する積立金		△402千円

1. 一 般 職

(1)総括

2		啦 吕 ***			給	<u>!</u>	· 費		4 次 弗	Δ ∋l.	備考
区	分 	職員数	報	酬	給	料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
		人 (0)		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
補正	後	5				22, 431	14, 163	36, 594	7, 289	43, 883	
補正	前	(0) 5				22, 431	13, 831	36, 262	7, 219	43, 481	
比	較	(0)				0	332	332	70	402	
		区分	初任調整	上給 手当	扶 養	手 当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
	•	補正後		千円		千円 756	千円 680	千円 390	千円 309	千円	千円
職		補正前				756	680	390	309		
員		比 較				0	0	0	0		
手		区 分	へき地	手当	時間多手	外勤務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
		建丁%		千円		千円	千円	千円	千円	千円 5,000	千円 4 956
当		補正後				1,885	797			5, 090	4, 256
		補正前				1, 885	797			4, 979	4, 035
0		比 較				0	0			111	221
内		区 分	義務教 教員特別	対育等 別手当	災害派	遺手当	退職手当				
訳		補正後		千円		千円	千円				
		補正前									
		比 較									

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

		職員数			給	与	費		共 済 費	合	計	備	考
区	分	10000000000000000000000000000000000000	報	酬	給 料		職員手当	計	井 併 賃		ĒΙ) TVH	75
		人		千円	千	-円	千円	千円	千円		千円		
		(0)											
補正	後	5			22, 43	31	14, 163	36, 594	7, 289		43, 883		
		(0)											
補正	前	5			22, 43	31	13, 831	36, 262	7, 219		43, 481		
		(0)											
比	較	0				0	332	332	70		402		
		区分	初任 調整		扶養手当	á	地域手当	通勤手当	住居手当	単身起	上任手当	特殊勤	務手当
			,,	千円	千	-円	千円	千円	千円		千円		千円
		補正後			75	56	680	390	309				
職	ĺ	補正前			75	56	680	390	309				
員	ĺ	比 較				0	0	0	0				
手		区分	へき地	生手当	時間外勤務 手 当		管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末	手当	勤勉	手 当
N/A				千円	千	-円	千円	千円	千円		千円		千円
当		補正後			1, 88	85	797				5, 090		4, 256
の		補正前			1, 88	85	797				4, 979		4, 035
Ι,		比 較				0	0				111		221
内		区分	義務教 教員特	対育等 別手当	災害派遣手	当	退職手当						
訳	٠			千円	千	-円	千円						
	Į	補正後											
		補正前											
		比 較											

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

		職員数			給	<u> </u>	· 費				#- >	女 弗	合	計	備	考
区	分	10000000000000000000000000000000000000	報	酬	給	料	職員手当		計		共初	予		iΠ	1/11	与
		人		千円		千円	Ŧ	-円		千円		千円		千円		
		(0)														
補正	後	0								0				0		
		(0)														
補正	前	0								0				0		
		(0)														
比	較	0		0		0		0		0		0		0		
		豆 八	初任	E給	扶 養	手 当	地域手	当	通勤手	: 当	住居	手 当	 単身赳	(任手当	特殊勤	務手当
		区分	調整	手当 千円		千円		-円		千円		千円		千円		千円
		補正後		117		117		1		117		117		117		117
職		補正前														
		比較														
員		70 +2			時間夕	上勘容					管理	融昌				
手		区分	へき地	也手当	手	当	管理職手当	Í	宿日直手	自当	特別勤	務手当	期 末	手 当	動勉	手 当
N/A				千円		千円	Ŧ	-円		千円		千円		千円		千円
当		補正後														
の		補正前														
١,		比 較														
内			義務教	女育等	災害派	- 書毛出	退職手当	4								
訳		区分	教員特別		2C D VIC											
		地工业		千円		千円	_	-円								
		補正後						\dashv								
		補正前														
	()	比較				1 mHz 12 / / .										

注 () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数を外書きしたものである。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増 減 事	山 日	「 内	訳	説明	備考
凸刀		1年 / 例 尹	ш <i>л</i> '	נין ני	千円	現た ・グコ	· 加
給料	千円 0	1 給与改定に 伴う増減分			十円		給与改定の状況 給与改定率 0.18% 給与改定実施時期 令和4年4月1日
		2 昇給に伴う 増加分					
		3 その他の増減				1	<u>-</u> 円
職員手当	332	1 制度改正に伴					
		2 その他の増減分			332	マ (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	·円
						時間理 新難 手手 当当当員当当当員当当当員当当当員当当当員 教	11 221
						災 害 派 遣 手 当 退 職 手 当	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	一 般 行政職	技 能 労務職
令和4年	平均給料月額	円 377, 385	円
10月1日	平均給与月額	円 447, 305	円
現在	平均年令	歳 50. 08	歳
令和4年	平均給料月額	円 367, 203	円
1月1日	平均給与月額	円 424, 760	円
現在	平均 年令	歳 47.11	歳

イ 初 任 給

ſ	区	分	一般行政職	技能労務職
ŀ			円	
I,	市の制度	高校卒	161, 791	経験年数に 応じて
ľ	110万间及	大学卒	円 195, 188	円 154,664 から
ŀ			一般職 円	219,320 まで
	国の制度	高校卒	154, 600	経験年数に 応じて
ľ	国の制度	大学卒	総合職 円 189,700	136,200 から
l			一般職 185, 200	220,000 まで

ウ 級別職員数

ワ ii	淡別職貝	奴			
区		一般行	亍 政職	技能分	芳務職
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人	%	人	%
令	2				
和	3	2	40. 0		
4 年	4	1	20. 0		
10	5	1	20. 0		
月	6				
1	7	1	20. 0		
現	8		2010		
在	9				
	計	5	100.0		
	1				
令	2				
和 4	3	3	60. 0		
年	4	1	20. 0		
1	5				
月	6				
1	7	1	20. 0		
現	8				
在	9				
	計	5	100.0		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

	工 昇紹				
				代表的	」な職種
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職
		(A)	人 5	人 5	人
	昇給に係る 職員数	(B)	人 5	5	
補		2号給	人		
正	号給数別	4号給	人 4	4	
正	内訳	6号給	人 1	1	
後	下1	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	
		(A)	人 5	5	
	昇給に係る 職員数	(B)	人 5	5	
補		2号給	人		
正	号給数別	4号給	人 4	4	
	内訳	6号給	人 1	1	
前	L1 EV	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	100. 0	100.0	

オ 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 分 6 月	リ 支 給 率 12 月	支給率計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	月分 2.125		月分 4.40	有	
補正前	2. 125	2. 125	4. 25	有	
国の制度	2. 150	2. 250	4. 40	有	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分 33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

	浜	公 市
支給対象地域	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支 給 率	%	3
支給対象職員数	人	人 5
国の指定基準に基づく支給率	%	3

ク 特殊勤務手当

		代表的な職種		
区 分	全職種	一 般行政職	技 能 労務職	
給料総額に対する比率	%	%	%	
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在)				
代表的な特殊勤務 手当の名称				

ケ その他の手当

区 分	内容	国の制度 との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級以上及びこれに相当する職務の職員に対しては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	 ① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。

駐車場事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	70	-	70
2 財産収入	9	-	9
3 繰越金	1, 128	98	1, 226
4 諸収入	375, 102	-	375, 102
5 繰入金	33, 691	_	33, 691
歳 入 合 計	410,000	98	410, 098

(歳 出)

				補 正	額の	財 源	内 訳
款	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 駐車場費	340, 268	98	340, 366				98
2 公債費	68, 732	-	68, 732				
3 予備費	1,000	ı	1,000				
歳 出 合 計	410, 000	98	410, 098				98

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 繰越金	1, 128	98	1, 226
1 繰越金	1, 128	98	1, 226
1 繰越金	1, 128	98	1, 226
計	410,000	98	410, 098

(歳 入) 駐車場事業特別会計

	節		
区分	金	額	説明
		千円	
前年度繰越金		98	

3 歳 出

				補正	額の	財 源	内 訳
款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 駐車場費	340, 268	98	340, 366				98
1 駐車場費	340, 268	98	340, 366				98
1 一般管理費	139, 024	98	139, 122				98
計	410, 000	98	410, 098				98

(歳 出) 駐車場事業特別会計

節				
区 分	金額		説	明
	千円			
2 給料	31			98千円
3 職員手当等	52	(1) 職員		98千円
4 共済費	15			

1. 一 般 職

(1)総括

\(\frac{1}{2}\)		禁口帮			給	<u>. I</u>	弄 費		+	Δ ∋l.	備考
区分	分 	職員数	報	酬	給	料	職員手当	計	共 済 費	合 計	1/用 石
		人 (0)		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
補正征	发	1				2, 965	2, 079	5, 044	723	5, 767	
補正前	前	(0) 1				2, 934	2, 027	4, 961	708	5, 669	
比車	交	(0) 0				31	52	83	15	98	
		区 分	初日 調整	E給 手当	扶 養	手 当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
		補正後		千円		千円 60	千円 91	千円 100	千円 309	千円	千円
職		補正前				60	90	100	309		
員		比 較				0	1	0	0		
手		区 分	へき地	也手当	時間タ	外勤務 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
		補正後		千円		千円 522	千円	千円	千円	千円 538	千円 459
当	-	州北阪				922				936	439
0	-	補正前				520				519	429
		比 較				2				19	30
内		区 分	義務教 教員特別	放育等 別手当	災害派	遣手当	退職手当				
訳		補正後		千円		千円	千円				
		補正前									
		比 較									

注 () 内は再任用短時間勤務職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の合計を外書きしたものである。

		職員数		給 些	夢		共 済 費	合 計	備考
区	分	椒貝奴	報 酬	給 料	職員手当	計	7 分 例 例		ИН ^ -
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		(0)							
補工	E後	1		2, 965	2, 079	5, 044	723	5, 767	
		(0)							
補工	E前	1		2, 934	2, 027	4, 961	708	5, 669	
		(0)							
比	較	0	C	31	52	83	15	98	
		区分	初任給 調整手当	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	単身赴任手当	特殊勤務手当
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
l _		補正後		60	91	100	309		
耳	哉	補正前		60	90	100	309		
Į	1	比 較		0	1	0	0		
	F	区分	へき地手当	時間外勤務 手 当	管理職手当	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	期末手当	勤勉手当
Ι,	I.e		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
Ė	¥	補正後		522				538	459
0	0	補正前		520				519	429
		比 較		2				19	30
	勺 ·	区分	義務教育等 教員特別手当	災害派遣手当	退職手当				
菎	尺		千円	千円	千円				
		補正後							
		補正前							
		比 較							

注 () 内は再任用短時間勤務職員数を外書きしたものである。

イ 会計年度任用職員

		職員数			給	<u> </u>	 ₽	費			-#-	汝 弗	合	計	備	考
区	分	000 000	報	酬	給	料	職員手	当	計		一共	済 費		訂	1/11	4
		人		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
		(0)														
補正	三後	0								0				0		
		(0)														
補正	三前	0								0				0		
		(0)														
比	較	0		0		0		0		0		0		0		
		区分	初년 調整	E給 E	扶 養	手当	地域手		通勤	手 当	住居	計手 当	単身赴	任手当	特殊勤	務手当
			响 歪	ナョ 千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
		補正後														
聙	哉	補正前														
員	1	比較														
手		区分	へきり	也手当	時間夕 手	ト勤務 当	管理職手	手当	宿日直	手当	管理 特別董	里職員 助務手当	期末	手 当	勤勉	手 当
NI.	,			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
= 7	ì	補正後														
σ,		補正前														
		比較														
方部		区分	義務教 教員特	別手当	災害派		退職手									
H/	`	15-46		千円		千円		千円								
		補正後														
		補正前														
		比 較														

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

駐車場事業特別会計

区分	増減額	増 減 事	由別内	訳	説明		備考
給料	千円	1 給与改定に 伴う増減分		千円 31			給与改定の状況 給与改定率 0.18% 給与改定実施時期 令和4年4月1日
		2 昇給に伴う 増加分					
		3 その他の増減				千円	
		分					
職員手当	52	1 制度改正に伴う増減分					
		2 その他の増減分			初扶地通住単特へ時管宿管特期勤義特災退任 身殊き間理日 別 務 害職 無手手手手任務 務 職 新手手等手遣手整手手手任務 務 職 新手等手遣手 上手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手手	千円 1 2 19 30	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
区	分	一般行政職	技 能 労務職
令和4年	平均給料月額	円 239, 684	円
10月1日	平均給与月額	円 290, 734	円
現在	平均 年令	歳 31. 01	歳
令和4年	平均給料月額	円 197, 428	円
1月1日	平均給与月額	円 227, 550	円
現在	平均 年令	歳 23. 03	歳

イ 初 任 給

区分		一般行政職	技能労務職	
市の制度	高校卒	円 161, 791	経験年数に応じて	
川がた	大学卒	円 195, 188	円 154,664 から 219,320 まで	
国の制度	高校卒	一般職 円	経験年数に 応じて	
国の制度 大学	大学卒	総合職 円 189,700 一般職 185,200	円 136,200 から 220,000 まで	

ウ 級別職員数

<u>У</u> 18	双加碱貝	2/			
区		一般彳	亍政職	技能夠	芳務職
分	級	職員数	構成比	職員数	構成比
	1	人	%	人	%
令	2	1	100.0		
和	3				
4 年	4				
10	5				
月	6				
1	7				
日	8				
現 在	9				
12.	 計		100.0		
	1	1	100.0		
令	2	1	100.0		
和	3				
4					
年	4				
1	5				
月	6				
1	7				
現	8				
在	9				
	計	1	100. 0		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1・2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
職名	事務職員 技術職員	主任	区課長補佐 副 主 幹 副 技 監	本庁課長補佐 主 幹 技 監	区課長専門監	本庁課長 担当課長 副 参 事	次 長 副 区 長 参 事	部 担当部長 会計管理者 区 長 参 与

工 昇給

	工 升和				
				代表的	」な職種
	区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職
		(A)	人 1	人 1	人
	昇給に係る 職員数	(B)	人 1	1	
補		2号給	人		
_	号給数別	4号給	人 1	1	
正		6号給	人		
後	内 訳	7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B),	/(A)	% 100. 0	100.0	
	職員数	(A)	人 1	1	
	昇給に係る 職員数	(B)	人 1	1	
補		2号給	人		
正	号給数別	4号給	人 1	1	
	内訳	6号給	人		
前		7号給	人		
		8号給	人		
	比 率 (B)	/(A)	100. 0	100.0	

オ 期末・勤勉手当

区分	支 給 期 別	リ 支 給 率	支給率計	職制上の段階、職務の	備考
	6 月	12 月	入州十日	級等による加算措置	viii ~5
	月分	月分	月分	_	
補正後	2. 125	2. 275	4. 40	有	
補正前	2. 125	2. 125	4. 25	有	
	2. 120	2. 120	1. 20		
国の制度				有	
	2. 150	2. 250	4. 40		

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度	その他の 加算措置等	備考
支給率等	月分 24.586875	月分33.27075		月分 47.709	定年前早期退職 特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%~45%加算)	

キ地域手当

	浜	公 市
支給対象地域	医療業務に従事する 職員のうち 市長が定める者	その他の者
支 給 率	%	3
支給対象職員数	人	人 1
国の指定基準に基づく支給率	%	3

ク 特殊勤務手当

		代表的な職種		
区 分	全職種	一 般行政職	技 能 労務職	
給料総額に対する比率	%	%	%	
支給対象職員の比率 (令和4年10月1日現在)				
代表的な特殊勤務 手当の名称				

ケ その他の手当

区分	内容	国の制度との異同	国の制度の内容
扶養手当	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・配偶者、父母等 6,500円 行政職給料表8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職給料表9級及びこれに相当する職務の職員にあっては、支給しない。 ・子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。	同	他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている親族のある職員。 ・ 配偶者、父母等 6,500円 行政職俸給表(一)8級及びこれに相当する職務の職員にあっては、3,500円。 行政職俸給表(一)9級及びこれに相当する職務の職員にあっては、支給しない。 ・ 子 10,000円 特定期間(15~22歳)にある子がいる場合は、1人につき5,000円を加算。
住居手当	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 12,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 25,700円限度。	異	自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 16,000円を超える家賃又は使用料を支払っている職員。 家賃又は使用料の額に応じて算出した額。但し、 28,000円限度。
通勤手当	① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員①と②の合計額。但し、55,000円限度。 環境への負荷の低減を図るため、1,000円の加算又は減額の措置あり。	異	 ① 交通機関等を利用して通勤する職員 支給単位期間につき、運賃等相当額。 但し、一か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額が限度。 ② 自動車等交通用具を使用して通勤する職員使用距離に応じて支給。31,600円限度。 ③ 交通機関等と交通用具を併用して通勤する職員 ①と②の合計額。但し、55,000円限度。

第 149 号 議 案 令和 4年11月18日提 出

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例 の一部改正について

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改 正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例 の一部を改正する条例

第1条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和31年浜松市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条

(略)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、 除名され、又は議会の解散により任期が終 了した者にあっては、任期が満了し、辞職 し、失職し、死亡し、除名され、又は議会 の解散により任期が終了した日現在)にお いて受けるべき議員報酬の月額に100分 の226.75を乗じて得た額に、基準日 以前6箇月以内の期間におけるその者の在 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とす る。この場合において、任期満了の日又は 解散による任期終了の日に在職した議員で 当該任期満了又は解散による選挙により再 び議員となったものの受ける当該期末手当 に係る在職期間の計算については、これら の者は引き続き議員の職にあったものとす る。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、 除名され、又は議会の解散により任期が終 了した者にあっては、任期が満了し、辞職 し、失職し、死亡し、除名され、又は議会 の解散により任期が終了した日現在)にお いて受けるべき議員報酬の月額に<u>、6月に</u> 支給する場合においては100分の 226.75、12月に支給する場合にお いては100分の241.75を乗じて得 た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。この場合において、任期 満了の日又は解散による任期終了の日に在 職した議員で当該任期満了又は解散による 選挙により再び議員となったものの受ける 当該期末手当に係る在職期間の計算につい ては、これらの者は引き続き議員の職にあ ったものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略) $(1) \sim (4)$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を次のように改正する。

 (期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、 除名され、又は議会の解散により任期が終 了した者にあっては、任期が満了し、辞職 し、失職し、死亡し、除名され、又は議会 の解散により任期が終了した日現在)にお いて受けるべき議員報酬の月額に、6月に 支給する場合においては100分の 226.75、12月に支給する場合にお いては100分の241.75を乗じて得 た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。この場合において、任期 満了の日又は解散による任期終了の日に在 職した議員で当該任期満了又は解散による 選挙により再び議員となったものの受ける 当該期末手当に係る在職期間の計算につい ては、これらの者は引き続き議員の職にあ ったものとする。

(1)~(4) (略)

(期末手当)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (任期が満了し、辞職し、失職し、死亡し、 除名され、又は議会の解散により任期が終 了した者にあっては、任期が満了し、辞職 し、失職し、死亡し、除名され、又は議会 の解散により任期が終了した日現在)にお いて受けるべき議員報酬の月額に100分 の234.25を乗じて得た額に、基準日 以前6筒月以内の期間におけるその者の在 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める割合を乗じて得た額とす る。この場合において、任期満了の日又は 解散による任期終了の日に在職した議員で 当該任期満了又は解散による選挙により再 び議員となったものの受ける当該期末手当 に係る在職期間の計算については、これら の者は引き続き議員の職にあったものとす る。

 $(1) \sim (4)$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第 150 号 議 案 令和 4年11月18日提 出

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

浜松市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

第1条 浜松市特別職の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(期末手当)	(期末手当)		
第6条 (略)	第6条 (略)		
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在		
(任期が満了し、退職し、解職し、失職し、	(任期が満了し、退職し、解職し、失職し、		
又は死亡した職員にあっては、任期が満了	又は死亡した職員にあっては、任期が満了		
し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した	し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した		
日現在)において受けるべき給料月額に	日現在) において受けるべき給料月額に <u>、6</u>		
100分の226.75を乗じて得た額に、	月に支給する場合においては100分の		
基準日以前6箇月以内の期間におけるその	2 2 6 . 7 5 <u>、1 2</u> 月に支給する場合におい		
者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応	<u>ては100分の241.75</u> を乗じて得た額		
じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と	に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそ		
する。この場合において、任期満了の日に在	の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に		
職した職員で当該任期満了による選挙又は	応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額		
選任により再び職員となったものの受ける	とする。この場合において、任期満了の日に		
当該期末手当に係る在職期間の計算につい	在職した職員で当該任期満了による選挙又		
ては、これらの者は引き続きその職にあった	は選任により再び職員となったものの受け		
ものとする。	る当該期末手当に係る在職期間の計算につ		
	いては、これらの者は引き続きその職にあっ		
	たものとする。		
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在
(任期が満了し、退職し、解職し、失職し、	(任期が満了し、退職し、解職し、失職し、
又は死亡した職員にあっては、任期が満了	又は死亡した職員にあっては、任期が満了

し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した 日現在)において受けるべき給料月額に、6 月に支給する場合においては100分の 226.75、12月に支給する場合におい ては100分の241.75を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそ の者の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額 とする。この場合において、任期満了の日に 在職した職員で当該任期満了による選挙又 は選任により再び職員となったものの受け る当該期末手当に係る在職期間の計算につ いては、これらの者は引き続きその職にあっ たものとする。 し、退職し、解職し、失職し、又は死亡した 日現在)において受けるべき給料月額に 100分の234.25を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその 者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と する。この場合において、任期満了の日に在 職した職員で当該任期満了による選挙又は 選任により再び職員となったものの受ける 当該期末手当に係る在職期間の計算につい ては、これらの者は引き続きその職にあった ものとする。

(1)~(4) (略)

(1)~(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第 151 号 議 案 令和 4年11月18日提 出

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

第1条 浜松市職員の給与に関する条例(昭和31年浜松市条例第38号)の一部を次の

ように改正する。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100 分の117.5を乗じて得た額に、基準日以 前6箇月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。

改正前

 $(1) \sim (4)$ (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「100分の117.5」 とあるのは、「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則 で定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、支給する 勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる 額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれの基準日現在(退職し、又

改正後

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 <u>に支給する場合には100分の117.5</u>、 12月に支給する場合には100分の 122.5を乗じて得た額に、基準日以前6 筒月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「、6月に支給する場合に は100分の117.5、12月に支給する 場合には100分の122.5」とあるのは、 「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則 で定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、支給する 勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる 額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれの基準日現在(退職し、又

は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再 任用職員の勤勉手当基礎額に100分の 45を乗じて得た額の総額 は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

 $3 \sim 6$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円		円	円	円	円
職員以	. 1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900	408, 100	458, 400
外の職	2	151, 200	200, 300	236,000	267, 700	292, 900	321, 400	365, 500	410, 500	461, 500
員	3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700	367, 900	413,000	464, 500
	1					297, 000				
						298, 800				
						300, 800				
						302, 600				476, 500
						304, 200				479, 600
						306, 100				482, 300
						308, 400				485, 400
						310,600				488, 400
	1	,				312, 900				
						315, 000				
	1	,				317, 100				496, 500
						319, 300				498, 800
						321, 400 323, 300				501, 100 503, 200
						325, 300				503, 200
						327, 300				504, 000
						327, 300				
						331, 000				508, 700
						333, 100				
						335, 100				
										513, 100
										514, 200
1			,		1 - 2 - ,			,	, 0	,

```
26 | 186, 900 | 239, 400 | 271, 200 | 312, 400 | 340, 500 | 369, 600 | 417, 600 | 455, 800 | 515, 300
27 | 188, 500 | 240, 700 | 272, 900 | 314, 400 | 342, 400 | 371, 600 | 419, 100 | 457, 100 | 516, 500
28 | 190, 200 | 241, 900 | 274, 600 | 316, 400 | 344, 300 | 373, 600 | 420, 700 | 458, 300 | 517, 700
29 | 191, 700 | 243, 100 | 276, 200 | 318, 100 | 345, 900 | 375, 100 | 422, 300 | 459, 300 | 518, 700
30 | 193, 400 | 244, 100 | 277, 900 | 320, 100 | 347, 800 | 376, 900 | 423, 600 | 460, 000 |
                                                                              519,600
31 | 195, 200 | 245, 100 | 279, 700 | 322, 200 | 349, 700 | 378, 700 | 424, 900 | 460, 800
                                                                              520, 500
32 | 196, 900 | 246, 100 | 281, 200 | 324, 300 | 351, 500 | 380, 300 | 426, 100 | 461, 500
                                                                              521,400
33 | 198, 500 | 247, 200 | 282, 400 | 325, 500 | 353, 400 | 382, 100 | 427, 300 | 462, 200
                                                                              522, 200
34|199,900|248,100|284,100|327,500|355,200|383,500|428,600|463,000
                                                                              523, 100
35|201,400|249,000|285,700|329,400|357,000|385,000|429,900|463,700
                                                                              523,800
36|202,900|250,000|287,400|331,500|358,700|386,600|431,100|464,300
                                                                              524, 300
37|204,200|250,900|289,000|333,400|360,100|388,000|432,300|464,800
                                                                              525,000
38|205,500|252,200|290,700|335,300|361,400|389,200|433,100|465,400
                                                                              525,600
39|206, 700|253, 400|292, 500|337, 300|362, 800|390, 400|433, 900|466, 000
                                                                              526, 400
40|208, 000|254, 700|294, 300|339, 200|364, 200|391, 500|434, 700|466, 600
                                                                              527,000
41|209, 300|256, 000|295, 800|341, 100|365, 500|392, 600|435, 300|467, 100
                                                                              527, 500
42|210,600|257,400|297,500|343,000|366,400|393,800|436,000|467,600
43|211, 900|258, 600|299, 000|344, 800|367, 500|395, 000|436, 700|468, 000
44 213, 200 259, 800 300, 600 346, 700 368, 600 396, 100 437, 400 468, 300
45 214, 300 260, 900 302, 200 348, 200 369, 400 396, 800 438, 200 468, 600
46|215, 600|262, 100|303, 900|349, 600|370, 300|397, 500|439, 000
47|216, 900|263, 400|305, 500|351, 100|371, 200|398, 200|439, 400
48|218, 200|264, 500|307, 200|352, 600|372, 100|398, 900|440, 100
49 219, 200 265, 600 308, 100 354, 200 373, 000 399, 500 440, 600
50| 220, 300 | 266, 600 | 309, 600 | 355, 000 | 373, 800 | 400, 100 | 441, 000
51 221, 300 267, 800 311, 100 356, 200 374, 600 400, 600 441, 400
52 222, 300 268, 900 312, 700 357, 200 375, 400 401, 000 441, 800
53 223, 300 269, 900 314, 300 358, 100 376, 100 401, 400 442, 200
54 224, 200 270, 900 315, 900 359, 200 376, 800 401, 700 442, 600
55 225, 100 272, 000 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000
56 226, 000 273, 100 319, 000 361, 200 378, 200
                                                 402, 300
                                                           443,300
57 226, 300 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700
                                                 402,600
                                                           443,600
58 227, 100 275, 000 321, 700 362, 800 379, 300
                                                 402, 900
                                                           444,000
59 227, 800 275, 900 322, 900 363, 500 379, 900
                                                 403, 200 444, 300
                              364, 200 380, 600
60 228, 500 277, 000 324, 100
                                                 403, 500 444, 600
61 229, 200 278, 100 324, 800
                              364, 600 381, 000
                                                 403,800
                                                           444,900
                              365, 200 381, 700
62 230,000 279,100 325,700
                                                 404, 100
                              365, 900 382, 300
63 230, 700 280, 000 326, 500
                                                 |404,400|
64 231, 300 281, 000 327, 300 366, 600 382, 900 404, 700
65 231, 900 281, 500 328, 200 366, 900 383, 300 405, 000
66 | 232, 500 | 282, 400 | 328, 600 | 367, 600 | 383, 900 | 405, 300
67 233, 100 283, 100 329, 300 368, 300 384, 500 405, 600
68 233, 800 284, 000 330, 100 369, 000 385, 100 405, 900
69|234,500|285,000|330,900|369,300|385,500|406,100
70|235, 100|285, 800|331, 600|369, 900|386, 000|406, 400
71 | 235, 600 | 286, 600 | 332, 300 | 370, 600 | 386, 500 | 406, 700
72 | 236, 300 | 287, 400 | 333, 000 | 371, 200 | 387, 100 | 407, 000
73 | 237, 000 | 288, 200 | 333, 500 | 371, 500 | 387, 400 | 407, 200
74 237, 600 288, 700 334, 100 372, 100 387, 800 407, 500
75 238, 200 289, 100 334, 600 372, 800 388, 200 407, 800
76 238, 700 289, 600 335, 200 373, 400 388, 600 408, 000
77 239, 300 289, 800 335, 500 373, 800 388, 900 408, 200
78 240, 000 290, 100 336, 000 374, 300 389, 200
79 240, 700 290, 300 336, 400 374, 900 389, 500
80 241, 200 290, 700 336, 900 375, 400 389, 800
81 241, 700 290, 900 337, 300 375, 900 390, 000
82 242, 300 291, 100 337, 800 376, 500 390, 300
83 242, 900 291, 500 338, 300 377, 000 390, 600
84 243, 400 291, 800 338, 800 377, 300 390, 800
85 243, 900 292, 100 339, 100 377, 700 391, 000
86 244, 500 292, 400 339, 500 378, 200 391, 300
87 245, 100 292, 700 340, 000 378, 600 391, 600
```

	89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111	246, 100 246, 600 246, 900 247, 300 247, 600	294, 700 294, 900 295, 200 295, 600 295, 800 296, 100 296, 500 297, 100 297, 400 297, 800 298, 300 298, 600 299, 300 299, 500 299, 900 300, 300	340, 700 341, 100 341, 600 342, 000 342, 200 342, 600 343, 100 343, 500 344, 100 344, 500 345, 100 345, 500 345, 500 345, 900 346, 800 347, 200 347, 600 348, 500 348, 500 348, 900 349, 200	379, 400 379, 900 380, 300 380, 700 381, 000 381, 500 382, 300 382, 600 383, 100 383, 500 383, 900	392, 000 392, 300 392, 600 392, 800				
	111		300, 300	349, 200						
	112			349, 500						
	113 114		300, 800	350, 000						
	115		301, 300							
	116		301, 700							
	117		301, 900							
	118		302, 100							
	119 120		302, 400 302, 700							
	120		303, 100							
	122		303, 300							
	123		303, 600							
	124		303, 900							
再任用	125		304, 200							
舟 職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

職員	<i>(</i>)		1級	2級	3級	4級	5級
区分		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任	用		円	円	円	円	円
職員	以	1	253, 600	338, 400	400, 400	471,700	566, 500
外の	職	2	256, 100	341, 400	403, 300	474,000	569, 600
員		3	258, 600		· '	· '	· '
		4	· ′	,	408,600	· ′	· ′
			263, 300		· '	· '	· '
			267,100		· '	· '	· '
			270, 900		· '	· '	· '
			274, 700	,	· ′	· ′	· ′
			278, 300	,			· ·
			282, 300	-			
			286, 300	,	· '	· '	· '
			290, 300	,	,		· ·
		13	294,000	372,100	429, 900	497, 700	594, 100

```
14 298, 000 375, 600 432, 400 499, 800 595, 200
   301, 900 | 378, 600 | 434, 800 | 501, 900 | 596, 300
   305, 700 382, 200 437, 300 504, 000 597, 200
   309, 300 | 385, 600 | 439, 300 | 506, 100 | 598, 400
17
   312, 800 | 388, 300 | 441, 700 | 508, 100 | 599, 400
18
   316, 300 | 390, 800 | 444, 000 | 510, 100 | 600, 400
   319, 800 | 393, 400 | 446, 400 | 512, 100 | 601, 400
   323, 400 | 396, 100 | 447, 900 | 513, 900 | 602, 400
   327, 100 | 398, 300 | 450, 300 | 515, 700
   330, 500 | 400, 200 | 452, 600 | 517, 600
   333, 800 | 401, 800 | 454, 900 | 519, 500
   337, 300 | 403, 800 | 456, 900 | 521, 200
   339, 800 | 406, 100 | 459, 200 | 523, 000
   342, 400 | 408, 300 | 461, 400 | 524, 800
   344, 700 | 410, 600 | 463, 700 | 526, 600
   347, 100 | 412, 900 | 465, 800 | 528, 200
   348, 900 | 415, 000 | 468, 100 | 530, 000
   350, 700 | 417, 000 | 470, 400 | 531, 800
31
   352, 700 | 419, 100 | 472, 600 | 533, 600
32
   354, 900 | 421, 000 | 474, 600 | 535, 200
33
   357, 200 | 422, 800 | 476, 700 | 537, 000
   359, 300 | 424, 600 | 478, 800 | 538, 700
   361, 600 | 426, 600 | 480, 900 | 540, 500
   363, 700 | 428, 500 | 483, 000 | 542, 100
37
   366, 100 | 430, 500 | 484, 800 | 543, 700
   368, 300 | 432, 400 | 486, 600 | 545, 100
   370, 300 | 434, 400 | 488, 400 | 546, 700
40
   372, 500 | 436, 200 | 490, 100 | 548, 200
41
   373, 500 | 438, 000 | 491, 900 | 549, 600
   374, 300
             439, 700 | 493, 700 | 551, 000
   375,000
             441, 500 495, 500
                                  552, 300
   376, 200
             443, 300 497, 100
                                  553, 500
   377, 600
             445, 100 498, 800
                                  554, 500
   379, 100
             446, 900 500, 600
                                  555, 500
   380,600
             448, 600 502, 400
                                  556, 500
   381,700
             450, 400 | 504, 000
                                  557, 500
   382, 700
             452, 100 | 505, 300
                                  558, 400
   383, 700
             453, 900 | 506, 600
                                  559, 300
   384, 500
             455, 700 | 507, 900 | 560, 200
52
   385, 400
             457, 600 | 508, 900 | 561, 000
53
   386, 300
             458, 800 | 510, 200 | 561, 900
54
55
   387, 000 | 460, 000 | 511, 500 | 562, 800
56
   387, 900 | 461, 200 | 512, 800 | 563, 700
57
   388, 600 | 462, 400 | 513, 800 | 564, 600
   389, 500 | 463, 400 | 514, 600 | 565, 500
58
   390, 300 | 464, 400 | 515, 400 | 566, 400
   391, 100 | 465, 400 | 516, 200 | 567, 100
60
   391, 600 | 466, 200 | 517, 100 | 568, 000
61
   392, 100 | 466, 900 | 517, 900 | 568, 900
62
   392, 500 | 467, 600 | 518, 800 | 569, 800
63
   393, 000 | 468, 300 | 519, 600 | 570, 700
64
   393, 300 | 469, 000 | 520, 500 | 571, 600
65
              469, 700 521, 400
66
67
              470, 400 522, 100
68
              471,000 523,000
69
              471, 300 523, 900
              472,000 524,700
71
              472, 700 525, 600
72
             473, 400 526, 500
73
             473, 800 527, 300
             474, 400 528, 200
74
             475, 100 529, 100
```

	1				
	475, 800	529,800			
	476, 200	530,600			
	476,800	531, 500			
	477, 400	532, 400			
	477, 900	533, 300			
	478, 500	534, 100			
	479,000	535,000			
	479, 500	535, 900			
	480,000	536, 800			
	480, 400	537,600			
	481,000	538, 500			
	481, 400	539, 400			
	481,900	540, 300			
	482, 400	541, 100			
	483,000				
	483,600				
	484,000				
	484, 500				
	485, 100				
	485, 700				
	486, 300				
	486, 800				
296, 200	338,600	393,000	466,000	565,	900
		476, 200 476, 800 477, 400 477, 900 478, 500 479, 500 480, 000 481, 000 481, 400 481, 400 481, 400 483, 600 484, 000 485, 100 485, 700 486, 300 486, 800	476, 200 530, 600 476, 800 531, 500 477, 400 532, 400 477, 900 533, 300 478, 500 534, 100 479, 500 535, 000 479, 500 536, 800 480, 400 537, 600 481, 400 538, 500 481, 400 539, 400 481, 900 540, 300 482, 400 541, 100 483, 600 484, 500 484, 500 485, 700 486, 300 486, 800	476, 200 530, 600 476, 800 531, 500 477, 400 532, 400 477, 900 533, 300 478, 500 534, 100 479, 000 535, 000 479, 500 535, 900 480, 000 536, 800 481, 000 538, 500 481, 400 539, 400 481, 900 540, 300 482, 400 541, 100 483, 600 484, 000 484, 500 485, 100 486, 300 486, 800	476, 200

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに 適用する。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
(期末手当)	(期末手当)				
第20条 (略)	第20条 (略)				
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100				
に支給する場合には100分の117.5、	分の120 を乗じて得た額に、基準日以前6				
12月に支給する場合には100分の	箇月以内の期間におけるその者の在職期間				
122.5を乗じて得た額に、基準日以前6	の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に				
箇月以内の期間におけるその者の在職期間	定める割合を乗じて得た額とする。				
の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に					
定める割合を乗じて得た額とする。					
(1)~ (4) (略)	(1)~(4) (略)				
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前				
項の規定の適用については、同項中「、6月	項の規定の適用については、同項中「 <u>100</u>				
<u>に支給する場合には100分の117.5、</u>	<u>分の120</u> 」とあるのは、「100分の				

67.5」とする。

12月に支給する場合には100分の

<u>122.5</u>」とあるのは、「100分の

67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則 で定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、支給する 勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる 額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に、6月 に支給する場合には100分の95、 12月に支給する場合には100分の 105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す る場合には100分の45、12月に支 給する場合には100分の50を乗じて 得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に<u>100</u> 分の100</u>を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の</u> 47.5を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年 4月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の浜松市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」 という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市職員の 給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与 の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 (浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)
- 5 浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年浜松市条例 第35号)の一部を次のように改正する。

第9条の表中

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

とあるのは、「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則 で定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、支給する 勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる 額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれの基準日現在(退職し、又 | は死亡した職員にあっては、退職し、又

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用に │ 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 ついては、同項中「100分の117.5」 項の規定の適用については、同項中「100 分の117.5」とあるのは、「100分の 67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則 で定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、支給する 勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる 額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ

を

は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及び これに対する地域手当の月額の合計額を 加算した額に100分の95を乗じて得 た額の総額

(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再</u>任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

ては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に100 分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務</u> <u>職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45 を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「、6月に支給する場合に は100分の117.5、12月に支給する 場合には100分の122.5」とあるのは、 「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則 で定める基準に従って定める割合を乗じて 得た額とする。この場合において、支給する 勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区 分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる 額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又

(期末手当)

第20条 (略)

2 (略)

3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日

15

は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再</u> 任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支 給する場合には100分の45、12月 に支給する場合には100分の50を乗 じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

改める。

現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務</u> <u>職員</u>の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支 給する場合には100分の50を乗じて 得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

J

第 152 号 議 案 令和 4年11月18日提 出

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

第1条 浜松市教育職員の給与に関する条例(平成29年浜松市条例第34号)の一部を

次のように改正する。

(期末手当)

第33条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100 分の117.5を乗じて得た額に、基準日以 前6箇月以内の期間におけるその者の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。

改正前

(1) \sim (4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「100分の117.5」 とあるのは、「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれの基準日現在(退職し、又

改正後

(期末手当)

第33条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 <u>に支給する場合には100分の117.5</u>、 12月に支給する場合には100分の 122.5を乗じて得た額に、基準日以前6 筒月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

(1) \sim (4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「、6月に支給する場合に は100分の117.5、12月に支給する 場合には100分の122.5」とあるのは、 「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職 員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職 員がそれぞれの基準日現在(退職し、又

は死亡した職員にあっては、退職し、又 は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及び これに対する地域手当の月額の合計額を 加算した額に100分の95を乗じて得 た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再 任用職員の勤勉手当基礎額に100分の 45を乗じて得た額の総額 は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給 する場合には100分の45、12月に支 給する場合には100分の50を乗じて 得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

 $3 \sim 6$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

小学校中学校等教育職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
区分	号給 \	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円
職員以	1	164, 400		267, 500	296, 000	-
外の職		165, 900		269, 900	298, 600	408, 200
員		167, 400		272, 200	301, 400	-
			186, 600		303, 800	
		170, 500		276, 800	306, 300	_
		172, 400		279, 100	308, 400	_
		174, 200		281, 300	310, 700	
	8	176,000	194, 800	283, 400	312, 800	417, 100
	9	177, 700	197, 000	285, 500	314, 900	418, 500
	10	179,800	199, 600	287, 800	317, 200	419,900
	11	181,800	202, 200	290, 100	319, 600	421, 300
	12	183, 700	204, 800	292, 200	322, 100	422,600
	13	185,600	207, 400	294, 600	324, 500	423, 900
	14	187, 700	209, 100	296, 400	326, 400	425, 300
	15	189,800	210, 700	298, 300	328, 300	426, 700
	16	191, 900	212, 400	300,000	330, 400	428, 100
	17	194, 100	214, 200	301, 800	332, 200	429, 300
		196, 400		304, 100	334, 400	
		198, 900		306, 300	336, 500	_
		201, 200		308, 700	338, 500	_
		203, 600		310, 900	340, 600	_
		,	· 1		342, 400	-

```
23 206, 900 224, 700 315, 500 344, 200 436, 700
24 208, 600 226, 600 318, 100 345, 800 438, 000
25|210, 100|228, 100|320, 500|347, 500|439, 300
26 211, 500 230, 100 322, 800 349, 300 440, 500
27 213, 100 232, 100 325, 000 351, 200 441, 500
28 214, 600 234, 100 327, 100 353, 100 442, 600
29|216, 300|235, 900|329, 200|354, 900|443, 800
30|218, 000 |238, 600 |330, 800 |356, 700 |444, 600
31|219, 700|241, 300|332, 400|358, 400|445, 400
32 221, 400 244, 000 334, 000 360, 300 446, 300
33 222, 700 246, 600 335, 800 361, 600 447, 200
34 224, 400 249, 400 337, 900 363, 300 447, 700
35 226, 100 252, 000 340, 000 364, 800 448, 200
36 227, 700 254, 700 342, 000 366, 600 448, 700
37 | 229, 100 | 257, 000 | 344, 000 | 368, 500 | 449, 200
38 230, 800 259, 400 345, 900 370, 000 449, 700
39|232, 500 | 261, 900 | 347, 900 | 371, 300 | 450, 200
40|234, 200|264, 100|349, 800|372, 900|450, 700
41 | 235, 800 | 266, 600 | 351, 300 | 374, 000 | 451, 200
42 237, 500 268, 900 353, 100 375, 400 451, 700
43 | 239, 100 | 271, 100 | 354, 700 | 376, 800 | 452, 200
44|240, 700|273, 200|356, 400|378, 300|452, 700
45 242, 300 275, 300 358, 200 379, 700 453, 200
46 243, 800 277, 500 359, 900 381, 300 453, 700
47 245, 100 279, 600 361, 200 382, 900 454, 200
48 246, 400 281, 500 362, 800 384, 400 454, 700
49 247, 500 283, 800 364, 000 385, 800 455, 200
50 248, 800 285, 500 365, 500 387, 300 455, 700
51 | 250, 200 | 287, 400 | 367, 100 | 388, 800 | 456, 200
52 | 251, 300 | 289, 200 | 368, 700 | 390, 200 | 456, 700
53 252, 400 290, 600 370, 100 391, 400 457, 200
54 253, 800 292, 700 371, 600 392, 700
55|254, 800 |294, 700 |373, 100 |393, 800
56 255, 800 296, 900 374, 600 394, 900
57|257, 000 |298, 900 |376, 100 |396, 300
58 258, 000 301, 300 377, 500 397, 500
59|259, 100|303, 500|378, 900|398, 700
60 260, 100 306, 100 380, 200 400, 000
61 261, 300 308, 300 381, 100 401, 200
62 262, 000 310, 700 382, 300 402, 200
63 262, 900 313, 000 383, 500 403, 600
64 263, 500 315, 200 384, 600 404, 900
65 264, 500 317, 300 385, 500 406, 100
66 265, 900 319, 100 386, 700 407, 200
67 267, 000 320, 700 387, 700 408, 400
68 268, 300 322, 300 388, 800 409, 500
69 269, 800 324, 200 390, 000 410, 500
70|271, 300|326, 300|391, 000|411, 700
71 | 272, 600 | 328, 400 | 392, 100 | 412, 900
72 | 274, 000 | 330, 400 | 393, 300 | 414, 100
73 | 274, 800 | 332, 500 | 394, 300 | 414, 700
74|275, 800|334, 600|395, 400|415, 500
75 277, 000 336, 800 396, 500 416, 200
76 278, 000 339, 000 397, 600 416, 700
```

```
77 279, 200 340, 700 398, 500 417, 000
 78 280, 200 342, 600 399, 400 417, 400
 79|281, 400|344, 300|400, 400|417, 800
 80 282, 300 346, 100 401, 400 418, 200
 81 283, 500 347, 900 402, 200 418, 500
 82 284, 300 349, 700 403, 000 418, 900
 83 285, 300 351, 100 403, 700 419, 300
84 | 286, 300 | 352, 900 | 404, 500 | 419, 600
 85|287, 200|354, 100|405, 200|419, 900
 86 288, 100 355, 700 406, 000 420, 300
 87 288, 800 357, 200 406, 700 420, 700
 88 | 289, 800 | 358, 700 | 407, 400 | 421, 000
 89|290, 800|360, 000|408, 000|421, 300
 90|291, 700|361, 300|408, 700|421, 600
 91 | 292, 600 | 362, 700 | 409, 200 | 421, 900
 92 | 293, 400 | 364, 100 | 409, 900 | 422, 100
 93 | 293, 700 | 365, 600 | 410, 300 | 422, 300
 94 | 294, 400 | 366, 900 | 410, 700 | 422, 600
 95 | 295, 100 | 368, 200 | 411, 000 | 422, 900
96 | 295, 900 | 369, 400 | 411, 300 | 423, 100
97 | 296, 700 | 370, 400 | 411, 600 | 423, 300
98|297, 500|371, 400|411, 900|423, 600
99|298, 300 | 372, 400 | 412, 200 | 423, 900
100|299, 000|373, 400|412, 400|424, 100
101 | 299, 900 | 374, 300 | 412, 600 | 424, 300
102 300, 400 375, 300 412, 900 424, 600
103 300, 900 376, 300 413, 200 424, 900
104|301, 400|377, 300|413, 400|425, 100
105 301, 600 378, 100 413, 600 425, 300
106|302,000|379,000|413,900
107 | 302, 300 | 379, 900 | 414, 200
108 302, 500 380, 900 414, 400
109|302, 700|381, 700|414, 600
110|302, 900|382, 700
111 303, 200 383, 700
112 303, 500 384, 700
113 303, 700 385, 300
114 303, 900 386, 200
115 304, 100 387, 100
116 304, 400 388, 000
117 304, 700 388, 800
118 305, 000 389, 500
119|305, 300|390, 300
120 305, 600 391, 100
121 305, 800 391, 700
122 306, 000 392, 500
123 306, 200 393, 200
124 306, 500 393, 900
125 306, 800 394, 500
126
             395, 200
127
             395, 700
128
             396, 300
129
             397,000
130
             397, 600
```

	131		398, 100						
	132		398, 600						
	133		398, 900						
	134		399, 200						
	135		399, 500						
	136		399, 800						
	137		400, 100						
	138		400, 400						
	139		400, 700						
	140		401,000						
	141		401, 300						
	142		401,600						
	143		401, 900						
	144		402, 200						
	145		402, 400						
	146		402, 700						
	147		403,000						
	148		403, 200						
	149		403, 400						
	150		403, 700						
	151		404, 000						
	152		404, 200						
	153		404, 400						
	154		404, 700						
	155		405, 000						
	156		405, 200						
	157		405, 400						
	158		405, 700						
	159		406, 000						
	160		406, 200						
	161		406, 400						
	162		406, 700						
	163		407, 000						
	164		407, 200						
	165		407, 400						
再任用				_		_		_	
職員		225, 200	271, 100	298,	100	324,	400	405,	200

備考

- 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円
	1	164, 400	207, 400	332, 200	416, 900

職員以	2	165, 900	209, 100	334, 400	418, 700
外の職	3	167, 400	210, 700	336, 500	420, 500
員	4	168, 900	212, 400	338, 500	422, 200
	5	170, 500	214, 200	340,600	423, 700
	6	172, 400	215, 800	342, 400	425, 200
	7	174, 200	217, 500	344, 200	427, 100
	8	176,000	219, 100	345, 800	429,000
	9	177, 700	220, 900	347, 500	430,800
	10	179,800	222, 800	349,600	432,600
	11	181,800	224, 700	351, 700	434, 500
	12	183, 700	226,600	353, 800	436, 300
	13	185, 600	228, 100	355, 900	438,000
	14	187, 700	230, 100	357, 900	439, 900
	15	189, 800	232, 100	359, 900	441,700
	16	191, 900	234, 100	361,900	443,600
	17	194, 100	235, 900	363, 500	445, 300
	18	196, 400	238, 600	365, 400	447, 100
	19	198, 900	241, 300	367, 200	448, 900
	20	201, 200	244, 000	369, 200	450, 700
	21	203, 600	246, 600	370,800	452, 300
	22	205, 200	249, 400	372, 700	454,000
	23	206, 900	252, 000	374, 500	455, 900
	24	208, 600	254, 700	376, 400	457,600
	25	210, 100	257, 000	377, 700	459, 300
	26	211,600	259, 400	379, 500	460, 900
	27	213, 300	261, 900	381, 300	462, 500
	28	214, 900	264, 100	383, 200	464, 000
	29	216, 400	266, 600	385,000	465, 500
	30	218, 100	268, 900	386, 900	466, 800
	31	219, 800	271, 100	388, 800	468, 100
	32	221, 500	273, 200	390, 800	469, 400
	33	222, 900	275, 300	392, 500	470,600
	34	224, 700	277, 500	394, 200	471, 300
	35	226, 500	279, 600	395, 800	472,000
	36	228, 200	281, 500	397, 600	472, 700
	37	229, 700	283, 800	398, 800	473, 300
	38	231, 500	285, 500	400, 300	474, 000
	39	233, 300	287, 400	401, 700	474, 700
	40	235, 100	289, 200	403, 100	475, 400
	41	236, 800	290, 600	404, 800	476,000
	42	238, 500	292, 700	406, 200	476, 700
	43	240, 100	294, 700	407, 500	477, 400
	44	241, 700	296, 900	409, 000	478, 100
	45	242, 900	298, 900	410,600	478, 700
	46	244, 200	301, 300	411, 900	479, 400
	47	245, 500	303, 500	411, 900	480, 100
	48	246, 600	306, 100	415, 400	480, 100
	49	247, 900	308, 300	416, 700	480, 800
	50	247, 900	310, 700	418, 100	482, 100
	51	250, 500	310, 700	419, 700	482, 100
		1		1	
	52 53	251, 900	315, 200	421, 200	483, 500
	53 54	253, 000	317, 300 319, 100	422, 900	484, 100
		254, 200		424, 400	
1	55	255, 500	320, 700	426, 000	

```
256, 500
              322, 300 | 427, 600
 57
    257, 800
              324, 200
                       429, 100
 58
    258, 500
              326, 300
                       430,600
 59
    259,600
              328, 400
                       431,800
    260,600
              330, 400
                       433,000
 60
              332, 500
 61
    261, 700
                       434, 200
 62
    262, 600
              334, 600
                       435, 500
 63
    263, 700
              336, 800
                       436,800
    264, 500
              339,000
                       438,000
 64
 65
    265, 800
              340, 700
                       439, 200
    267, 200
              342, 900
                       440, 400
 67
    268, 600
              344, 900
                       441,600
 68
    270, 200
              347, 100
                       442,800
 69
    271, 500
              348, 900
                       444,000
 70
    272,800
              350, 800
                       445, 200
 71
    274, 100
              352, 800
                       446, 400
    275, 400
              354, 800
                       447,600
 72
 73
    276, 400
              356, 400
                       448,700
    277, 600
 74
              358, 300
                       449, 300
 75
    278, 900
              360, 100
                       449,800
 76
    279, 900
              362,000
                       450, 300
 77
    280, 800
              363, 800
                       450,800
 78
    281,800
              365, 500
                       451, 400
 79
    282, 800
              367, 200
                       451,900
              368, 800
 80
    283, 800
                       452, 400
              370, 300
 81
    284, 900
                       452,900
 82
    286, 100
              371,800
                       453, 500
    287, 300
 83
              373, 300
                       454,000
 84
    288, 500
              374, 700
                       454, 500
    289, 500
              375, 800
                       455,000
    290,600
              377, 200
 86
 87
    291,600
              378,600
 88
    292, 800
              379,900
    293, 900
 89
              381, 200
 90
    295, 000
              382, 500
 91
    296, 200
              383, 700
    297, 400
              385,000
 92
    297, 900
              386, 300
 93
    298, 900
              387, 400
 94
    300,000
              388, 700
 95
 96
    301, 200
              389, 900
 97
    302, 200
              391, 300
    303, 300
              392, 300
 98
 99
    304, 300
              393, 400
100
    305, 400
              394, 400
101
    306, 300
              395, 300
102
    307, 400
              396, 300
    308, 500
              397, 400
103
    309, 500
              398, 500
104
    310, 100
              399, 200
105
106
    311,000
              400, 100
107
    311,800
             401,000
108
    312,600 401,900
109 313, 500 402, 700
```

	110	313, 900	403,600		
	111	314, 300	404, 400		
	112	314, 800	405, 200		
	113	315, 400	405, 800		
	114		406, 500		
	115	316, 300	407, 200		
	116		407, 900		
	117	317, 400	408, 500		
	118	317, 900	409,000		
	119	318, 300	409, 400		
	120	318, 800	409, 800		
	121	319, 300	410, 200		
	122	319, 700	410, 500		
	123	320, 200	410, 800		
	124	320, 700	411,000		
	125	320, 700	411, 200		
	126 127	321, 600 321, 900	411, 500 411, 800		
	128	322, 200	412, 000		
	129	322, 400	412, 200		
	130	322, 700	412, 500		
	131	323, 000	412, 800		
	132	323, 300	413, 000		
	133	323, 500	413, 200		
	134	323, 700	413, 500		
	135	323, 900	413, 800		
	136	324, 200	414, 000		
	137	324, 500	414, 200		
	138	324, 700	414, 500		
	139	325, 000	414, 800		
	140	325, 300	415,000		
	141	325, 500	415, 200		
	142	325, 700	415, 500		
	143		415, 800		
	144	326, 200	416,000		
	145	326, 500	416, 200		
	146	326, 700	416, 500		
	147	327,000	416,800		
	148	327, 300	417,000		
	149	327, 500	417, 200		
	150	327, 700			
	151	328,000			
	152	328, 300			
	153	328, 500			
	154	328, 700			
	155	329,000			
	156	329, 300			
	157	329, 500			
再任用					
職員		234,000	274, 300	331, 100	415, 200

備考

1 この表は、高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の

定める指導主事に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委 員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加 算した額とする。

第2条 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 (期末手当) (期末手当)

第33条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月 に支給する場合には100分の117.5、 12月に支給する場合には100分の 122.5を乗じて得た額に、基準日以前6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

項の規定の適用については、同項中「、6月 に支給する場合には100分の117.5、 12月に支給する場合には100分の 122.5」とあるのは、「100分の 67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

第33条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100 分の120を乗じて得た額に、基準日以前6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 │ 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前 項の規定の適用については、同項中「100 分の120」とあるのは、「100分の 67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に、6月 に支給する場合には100分の95、 12月に支給する場合には100分の 105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給す る場合には100分の45、12月に支 給する場合には100分の50を乗じて 得た額の総額 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務 職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の</u> <u>47.5</u>を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

 $3 \sim 6$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年 4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(教育委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

5 浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年浜松市条例 第35号)の一部を次のように改正する。

第16条の表中

(期末手当)

第33条 (略)

2 (略)

3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再</u>任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

(期末手当)

第33条 (略)

2 (略)

3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育 委員会規則で定める基準に従って定める割 合を乗じて得た額とする。この場合におい て、支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各 号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあっ ては、退職し、又は死亡した日現在。次 項において同じ。)において受けるべき 扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に100 分の95を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務</u> 職員の勤勉手当基礎額に100分の45

を乗じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

 $3 \sim 6$ (略)

(期末手当)

第33条 (略)

2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める 割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に 掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ 当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額の総額

(期末手当)

第33条 (略)

2 (略)

3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の117.5、12月に支給する場合には100分の122.5」とあるのは、「100分の67.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

(勤勉手当)

第36条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会規則で定める基準に従って定める 割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の次の各号に 掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ 当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日 現在(退職し、又は死亡した職員にあって は、退職し、又は死亡した日現在。次項に おいて同じ。)において受けるべき扶養手 当の月額及びこれに対する地域手当の月 額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給 する場合には100分の105を乗じて

(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再</u> 任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支 給する場合には100分の45、12月 に支給する場合には100分の50を乗 じて得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

得た額の総額

(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務</u> <u>職員</u>の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の45、12月に支 給する場合には100分の50を乗じて 得た額の総額

 $3 \sim 6$ (略)

改める。

_

議案(2)の参考資料

- 第 141 号議案 令和4年度浜松市一般会計補正予算(第8号)
- 第 142 号議案 令和4年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 143 号議案 令和 4 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 144 号議案 令和 4 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 145 号議案 令和4年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 146 号議案 令和4年度浜松市病院事業会計補正予算(第2号)
- 第 147 号議案 令和4年度浜松市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第 148 号議案 令和4年度浜松市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 第 149 号議案 浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁 償条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市議会議員に支給する期末手当を改定するものであります。

第 150 号議案 浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職に支給する期末手当を改定するものであります。

第 151 号議案 浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を 踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、職員に支給する給料月額、 期末手当及び勤勉手当を改定するほか、所要の整備を行うものでありま す。

第 152 号議案 浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を 踏まえ、公民給与の較差の解消を図るため、教育職員に支給する給料月 額、期末手当及び勤勉手当を改定するほか、所要の整備を行うものであ ります。 令 和 4 年

第4回 市議会定例会

議案(2)の説明資料

目 次

第	149	号議案	浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに 費用弁償条例の一部改正について ··················	161
第	150	号議案	浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について	163
第	151	号議案	浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について	164
第	152	号議案	浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	166

人事課

浜松市議会の議員に対する議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償 条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会(令和4年10月27日)の答申を踏まえ、議員に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

議員の期末手当について、一般職の職員に準じ、次のとおり改定を行うものです。

1 令和4年度の期末手当の支給割合

6 月		12月		合計		
現行	改正案	現行 改正案 現行		現行	改正案	
2. 2675	_	2. 2675	<u>2. 4175</u>	4. 535	<u>4. 685</u>	

2 令和5年度以降の期末手当の支給割合

6 月		12	月	合計		
現行	改正案	現行 改正案 現行		改正案		
2. 2675	<u>2. 3425</u>	2. 2675	<u>2. 3425</u>	4. 535	<u>4. 685</u>	

(施行期日)

この条例は、令和4年12月1日から施行するものです。ただし、令和5年度以降の期末手当の改定は、令和5年4月1日から施行するものです。

人事課

浜松市特別職の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市特別職報酬等審議会(令和4年10月27日)の答申を踏まえ、市長、副市長 その他の特別職に支給する期末手当の額について改定を行うため、条例の一部を改正す るものです。

(改正内容)

市長、副市長その他の特別職の期末手当について、一般職の職員に準じ、次のとおり改定を行うものです。

1 令和4年度の期末手当の支給割合

6 月		12	月	合計		
現行	改正案	現行 改正案 現		現行	改正案	
2. 2675	_	2. 2675	<u>2. 4175</u>	4. 535	<u>4. 685</u>	

2 令和5年度以降の期末手当の支給割合

6 月		12月		合計	
現行	改正案	現行 改正案		現行	改正案
2. 2675	<u>2. 3425</u>	2. 2675	<u>2. 3425</u>	4. 535	<u>4. 685</u>

(施行期日)

この条例は、令和4年12月1日から施行するものです。ただし、令和5年度以降の期末手当の改定は、令和5年4月1日から施行するものです。

浜松市職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告(令和4年9月29日)を踏ま え、公民給与の較差の解消を図るため、一般職の職員に支給する給料月額、期末手当及 び勤勉手当の改定を行うことから、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料月額の改定

行政職給料表及び医療職給料表において、公民給与の較差(0.18%)の解消を図るため、若年層について給料月額の引上げを行うものです。

2 期末手当及び勤勉手当の改定

(1)職員

- (ア) 令和4年12月に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、
 - 1. 225月分とし、勤勉手当の支給割合を0. 1月分引き上げ、1. 05月分とするものです。
- (イ) 令和5年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.025月分引き上げ、1.2月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.05月分引き上げ、1.0月分とするものです。
- (2) 再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員
 - (ア) 令和4年12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、
 - 0. 5月分とするものです。
 - (イ) 令和5年度以降の6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.025月分引き上げ、0.475月分とするものです。

(職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6.	月	12月		合計	
平度	十二	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	期末	1. 175	_	1. 175	<u>1. 225</u>	2.35	<u>2.4</u>
4年度	勤勉	0.95	_	0. 95	<u>1. 05</u>	1. 9	<u>2. 0</u>
	合計	2. 125	_	2. 125	<u>2. 275</u>	4. 25	<u>4. 4</u>
5 F F	期末	1. 175	<u>1.2</u>	1. 175	1.2	2.35	<u>2.4</u>
5年度	勤勉	0.95	<u>1. 0</u>	0. 95	<u>1. 0</u>	1. 9	<u>2. 0</u>
以降	合計	2. 125	<u>2. 2</u>	2. 125	<u>2. 2</u>	4. 25	<u>4. 4</u>

(再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当 6 /		月		月	合	計
十段	十ヨ	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	期末	0. 675	_	0. 675	_	1. 35	_
4年度	勤勉	0. 45	_	0. 45	<u>0.5</u>	0. 9	<u>0. 95</u>
	合計	1. 125	_	1. 125	<u>1. 175</u>	2. 25	<u>2. 3</u>
	期末	0.675	_	0. 675	-	1. 35	_
5年度以降	勤勉	0.45	<u>0. 475</u>	0.45	<u>0. 475</u>	0. 9	0. 95
少 阵	合計	1. 125	<u>1. 15</u>	1. 125	<u>1. 15</u>	2. 25	<u>2. 3</u>

(施行期日等)

この条例は、令和4年12月1日から施行するものです。ただし、令和5年度以降の 期末手当及び勤勉手当の改定は、令和5年4月1日から施行するものです。

なお、1の改定については、令和4年4月1日から適用するものです。

浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告(令和4年9月29日)を踏ま え、公民給与の較差の解消を図るため、一般職の職員に支給する給料月額、期末手当及 び勤勉手当の改定を行うことから、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 給料月額の改定

小学校中学校等教育職給料表及び高等学校等教育職給料表において、公民給与の較差(0.18%)の解消を図るため、若年層について給料月額の引上げを行うものです。

2 期末手当及び勤勉手当の改定

(1)職員

- (ア) 令和4年12月に支給する期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、
 - 1. 225月分とし、勤勉手当の支給割合を0. 1月分引き上げ、1. 05月分とするものです。
- (イ) 令和5年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.025月分引き上げ、1.2月分とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.05月分引き上げ、1.0月分とするものです。
- (2) 再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員
 - (ア) 令和4年12月に支給する勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、
 - 0. 5月分とするものです。
 - (イ) 令和5年度以降の6月及び12月に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ
 - 0.025月分引き上げ、0.475月分とするものです。

(職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当	6月		12 月		合計	
十段	十日	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	期末	1. 175	_	1. 175	<u>1. 225</u>	2.35	<u>2. 4</u>
4年度	勤勉	0. 95	_	0. 95	<u>1. 05</u>	1. 9	<u>2. 0</u>
	合計	2. 125	_	2. 125	<u>2. 275</u>	4. 25	4.4
E AT IT	期末	1. 175	1.2	1. 175	1.2	2.35	2.4
5 年度 以降	勤勉	0. 95	<u>1. 0</u>	0. 95	<u>1. 0</u>	1. 9	2.0
	合計	2. 125	<u>2. 2</u>	2. 125	<u>2. 2</u>	4. 25	<u>4. 4</u>

(再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合)

年度	手当 6 /		月		月	合	計
十段	十ヨ	現行	改正案	現行	改正案	現行	改正案
	期末	0. 675	_	0. 675	_	1. 35	_
4年度	勤勉	0. 45	_	0. 45	<u>0.5</u>	0.9	<u>0. 95</u>
	合計	1. 125	_	1. 125	<u>1. 175</u>	2. 25	<u>2. 3</u>
	期末	0.675	_	0. 675	-	1. 35	_
5年度以降	勤勉	0.45	<u>0. 475</u>	0.45	<u>0. 475</u>	0. 9	0. 95
少 阵	合計	1. 125	<u>1. 15</u>	1. 125	<u>1. 15</u>	2. 25	<u>2. 3</u>

(施行期日等)

この条例は、令和4年12月1日から施行するものです。ただし、令和5年度以降の 期末手当及び勤勉手当の改定は、令和5年4月1日から施行するものです。

なお、1の改定については、令和4年4月1日から適用するものです。

令和4年度

補正予算の参考資料

一般会計補正予算(第8号)等(第4回市議会定例会)

令和4年11月

浜 松 市

目 次

1	令和4年度11月補正予算編成の基本方針(第8号等)	171頁
2	令和4年度会計別予算額調	173頁
3	令和4年度一般会計予算款別構成比調	174頁
4	令和4年度一般会計予算性質別分析調	176頁
5	令和4年度11月補正予算案の概要(第8号等)	177頁

1 令和4年度 11月補正予算編成の基本方針 (第8号等)

今回の補正予算は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、浜松市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費等を追加するものです。

2 令和4年度 会計別予算額調

会 計 別		補正前の額	補正額	=	備 考
	般会計	千円 389, 205, 000	千円 736, 056	千円 389, 941, 056	
 特	般 会 計 別 会 計	226, 394, 000	1, 196	226, 395, 196	
117	<i>加</i> 云 印	220, 394, 000	1, 190	220, 393, 190	
	国民健康保険事業	73, 955, 000	-	73, 955, 000	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	221, 000	_	221, 000	
Į į	介護保険事業	74, 812, 000	-	74, 812, 000	
Í	後期高齢者医療事業	11, 526, 000	_	11, 526, 000	
	と畜場・市場事業	352, 000	374	352, 374	
	農業集落排水事業	171,000	-	171,000	
	中央卸売市場事業	801,000	724	801, 724	
- -	育英事業	75, 000	-	75, 000	
1	学童等災害共済事業	6, 000	-	6, 000	
,	小型自動車競走事業	17, 650, 000	0	17, 650, 000	
Ę	駐車場事業	410,000	98	410, 098	
(公債管理	46, 415, 000	-	46, 415, 000	
計	(一般会計+特別会計)	615, 599, 000	737, 252	616, 336, 252	
企	業 会 計	78, 350, 461	27, 716	78, 378, 177	
}	病院事業	19, 009, 190	5, 295	19, 014, 485	
	水道事業	20, 782, 057	13, 769	20, 795, 826	
	下水道事業	38, 559, 214	8, 652	38, 567, 866	
	総計	693, 949, 461	764, 968	694, 714, 429	

3 令和4年度 一般会計予算款別構成比調

歳____入__

款別	補正前の	補正前の額		計		備考
1 市 税	千円 147, 700, 000	% 37. 95	千円 -	千円 147, 700, 000	% 37. 88	
2 地方譲与税	3, 714, 000	0. 95	-	3, 714, 000	0.95	
3 利子割交付金	112, 000	0. 03	_	112,000	0.03	
4 配当割交付金	795, 000	0. 20	-	795, 000	0. 20	
5 株式等譲渡所得割交付金	1, 082, 000	0. 28	_	1, 082, 000	0. 28	
6 分離課税所得割交付金	136, 000	0.04	-	136, 000	0.04	
7 法人事業税交付金	1, 957, 000	0. 50	-	1, 957, 000	0.50	
8 地方消費税交付金	18, 176, 000	4. 67	-	18, 176, 000	4. 66	
9 ゴルフ場利用税交付金	91, 000	0. 02	-	91,000	0.02	
10 環境性能割交付金	735, 000	0. 19	-	735, 000	0. 19	
11 軽油引取税交付金	5, 802, 000	1. 49	_	5, 802, 000	1. 49	
12 国有提供施設等所在市町 村助成交付金	327, 000	0. 08	-	327, 000	0.08	
13 地方特例交付金	1, 301, 316	0. 34	-	1, 301, 316	0. 33	
14 地方交付税	31, 579, 116	8. 11	-	31, 579, 116	8. 10	
15 交通安全対策特別交付金	449, 000	0. 12	-	449, 000	0. 12	
16 分担金及び負担金	800, 670	0. 21	-	800, 670	0.21	
17 使用料及び手数料	4, 294, 394	1. 10	-	4, 294, 394	1. 10	
18 国庫支出金	82, 258, 683	21. 14	75, 349	82, 334, 032	21. 11	
19 県支出金	20, 991, 843	5. 39	-	20, 991, 843	5. 38	
20 財産収入	832, 845	0. 21	-	832, 845	0. 21	
21 寄 附 金	2, 485, 608	0. 64	-	2, 485, 608	0.64	
22 繰 入 金	10, 859, 861	2. 79	-	10, 859, 861	2. 79	
23 繰 越 金	6, 350, 855	1. 63	660, 707	7, 011, 562	1.80	
24 諸 収 入	10, 074, 109	2. 59	1	10, 074, 109	2. 58	
25 市 債	36, 299, 700	9. 33	-	36, 299, 700	9. 31	
歳入合計	389, 205, 000	100.00	736, 056	389, 941, 056	100.00	

歳出

款別	補正前の	額	補正額	計		備考
1 議 会 費	千円 942, 649	% 0. 24	千円 6, 163	千円 948, 812	% 0. 24	
2 総 務 費	37, 059, 131	9. 52	125, 626	37, 184, 757	9. 54	
3 民 生 費	124, 277, 372	31. 93	42, 115	124, 319, 487	31. 88	
4 衛 生 費	40, 050, 301	10. 29	33, 531	40, 083, 832	10. 28	
5 労 働 費	489, 494	0. 13	687	490, 181	0. 13	
6 農林水産業費	6, 063, 975	1. 56	8, 758	6, 072, 733	1. 56	
7 商 工 費	14, 139, 355	3. 63	7, 530	14, 146, 885	3. 63	
8 土 木 費	47, 868, 374	12. 30	40, 679	47, 909, 053	12. 29	
9 消 防 費	11, 444, 100	2. 94	73, 959	11, 518, 059	2. 95	
10 教 育 費	65, 330, 249	16. 78	397, 008	65, 727, 257	16. 85	
11 災害復旧費	6, 000, 000	1. 54	_	6, 000, 000	1. 54	
12 公 債 費	35, 440, 000	9. 11	_	35, 440, 000	9. 09	
13 予 備 費	100,000	0. 03	_	100,000	0.02	
歳 出 合 計	389, 205, 000	100.00	736, 056	389, 941, 056	100.00	

4 令和4年度 一般会計予算性質別分析調

性質別	補正前の	額	補正額	計		備考
1 人 件 費	千円 82, 572, 700	% 21. 22	千円 735, 682	千円 83, 308, 382	% 21. 36	
2 扶 助 費	83, 779, 693	21. 53	_	83, 779, 693	21. 48	
3 公 債 費	35, 360, 327	9. 08	-	35, 360, 327	9. 07	
4 物 件 費	60, 968, 647	15. 66	-	60, 968, 647	15. 64	
5 維持補修費	12, 008, 454	3. 09	-	12, 008, 454	3. 08	
6 補助費等	26, 355, 207	6. 77	-	26, 355, 207	6. 76	
7 積 立 金	509, 278	0. 13	-	509, 278	0. 13	
8 出資金・貸付金	84, 120	0.02	-	84, 120	0.02	
9 繰 出 金	25, 171, 762	6. 47	374	25, 172, 136	6. 46	
10 投資的経費	53, 228, 630	13. 68	-	53, 228, 630	13. 65	
(1) 補助事業	23, 536, 685	6. 05	-	23, 536, 685	6.03	
(2) 単独事業	21, 829, 945	5. 61	-	21, 829, 945	5. 60	
(3) 国直轄事業	1, 862, 000	0. 48	-	1, 862, 000	0.48	
(4) 災害復旧費	6, 000, 000	1. 54	-	6, 000, 000	1. 54	
11 公営企業会計支出金	9, 166, 182	2. 35	_	9, 166, 182	2. 35	
(1) 出資金・貸付金	912, 393	0. 23	_	912, 393	0. 23	
(2) 負担金・補助金	8, 253, 789	2. 12	-	8, 253, 789	2. 12	
≅ †	389, 205, 000	100.00	736, 056	389, 941, 056	100.00	

5 令和4年度 11月補正予算案の概要(第8号等)

今回の補正予算は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、浜松市職員 の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費等を追加するものです。

1 給与改定の内容

(1) 給料表の改定

公民較差(0.18%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

- (2) 期末・勤勉手当の改定(期末・勤勉手当の引上げ)再任用職員以外の職員の支給割合を 0.15 月分引上げ(年間 4.25 月⇒4.40 月)再任用職員の支給割合を 0.05 月分引上げ(年間 2.25 月⇒2.30 月)
- (3)特別職期末手当の改定0.15月分引上げ(年間 4.535月⇒4.685月)

2 適用時期

令和4年4月1日

3 補正額

(単位:千円)

	会計別	補正前の額	補正額	計	人件費 補正額	備考
<u></u>	般会計	389, 205, 000	736, 056	389, 941, 056	735, 682	と畜繰出金 374
特	別会計	226, 394, 000	1, 196	226, 395, 196	1, 598	
	と畜場・市場事業	352, 000	374	352, 374	374	
	中央卸売市場事業	801, 000	724	801, 724	724	
	小型自動車競走事業	17, 650, 000	0	17, 650, 000	402	積立金△402
	駐車場事業	410,000	98	410, 098	98	
	その他	207, 181, 000	_	207, 181, 000	_	
計	(一般会計+特別会計)	615, 599, 000	737, 252	616, 336, 252	737, 280	
企	業会計	78, 350, 461	27, 716	78, 378, 177	27, 716	
	病院事業	19, 009, 190	5, 295	19, 014, 485	5, 295	
	水道事業	20, 782, 057	13, 769	20, 795, 826	13, 769	
	下水道事業	38, 559, 214	8, 652	38, 567, 866	8, 652	
	総計	693, 949, 461	764, 968	694, 714, 429	764, 996	